

第1部 総論

第1 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

福島県では、平成6年3月に、リハビリテーション及びノーマライゼーションの理念のもと、「完全参加と平等」を実現するため、福島県障がい者計画「自立・共生ふくしまプラン」を策定し、啓発・広報、保健・医療、福祉、教育・育成、雇用・就業、生活環境、スポーツ・文化・国際交流の7つの部門の施策を総合的に進めてきました。

また、平成9年8月には、「自立・共生ふくしまプラン」の実施計画として、主要な事業について具体的な数値目標を盛り込んだ福島県障害者施策推進行動計画「自立・共生アクションプラン」を策定し、平成15年度までこの2つの計画により障がい者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

こうした中、平成15年4月に障がい者福祉施設への入所や通所、並びに居宅サービスの利用に関し「措置制度」から「支援費制度」へ移行されたことや、平成16年4月の障害者基本法の改正を踏まえ、平成16年9月に「障がいのある人もない人も、お互いに人格、人権、個性を尊重し、ともに生きる社会の実現」を基本理念に掲げ、平成22年度を目標年度とした「第2次福島県障がい者計画」を策定しました。

その後、障害者基本法の改正、発達障害者支援法の施行、障害者雇用促進法の改正、学校教育法の改正、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)の施行、さらに、平成18年4月には障害者自立支援法が施行され、「支援費制度」から「契約制度」へ移行し、福祉サービスの精神障がいを含めた3障がいの一元化やサービス体系が再編されるなど、障がい者に関する制度が大幅に見直されたところです。

また、福島県の新長期総合計画「うつくしま21」が時代潮流の変化により、平成21年度中に改訂されることとなり、平成22年度を初年度とする福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」が平成21年12月に策定されました。

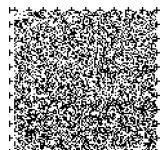
このような状況を踏まえ、「第2次福島県障がい者計画」を見直し、平成21年3月に策定した「第2期福島県障がい福祉計画」との一体化を図った「ふくしま障がい者プラン」を策定するものです。

2 計画の位置付けと役割

① 本計画は、県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」の部門別計画である「福島県保健医療福祉ビジョン」に連なる個別計画として位置付けられるとともに、障害者基本法第9条第2項において規定される都道府県障害者計画として、平成16年9月に策定した「第2次福島県障がい者計画」(平成16年度～平成22年度)に引き続き、福島県における障がい者施策の総合的かつ着実な進展を図るために策定する計画です。

② 保健・医療・福祉分野を始め、障がい者の生活全般に係る雇用、教育、生活環境、情報コミュニケーションなど幅広い分野を対象とした計画として策定します。

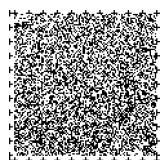
③ また、障害者自立支援法第89条に基づき、平成21年3月に策定した「第2



期福島県障がい福祉計画」（平成21年度から平成23年度までの3か年の障がい福祉サービス量等を定めた計画）を包含するものとします。

3 計画の期間

- ① 福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」との整合を図るため、平成22年度から平成26年度までの5か年計画とします。
- ② ただし、第3部「第2期福島県障がい福祉計画」部分については平成23年度までとし、これに続く平成24年度からの第3期福島県障がい福祉計画については、平成23年度に検討を行い、必要な部分の改訂を行うものとします。

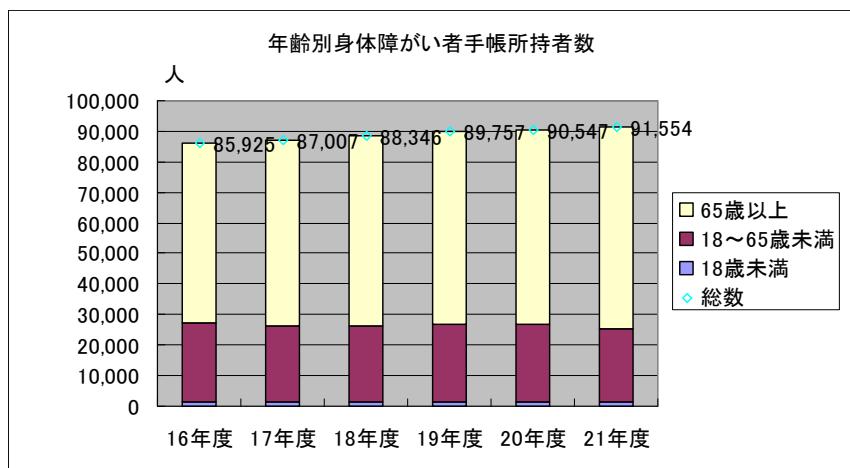


第2 現状と今後の課題

1 本県の障がい者の状況

(1) 身体障がい者

本県の身体障がい者手帳所持者数は、平成21年4月1日現在で91,554人となっており、平成16年4月1日からの5年間で5,629人、率にすると6.6%増加しています。



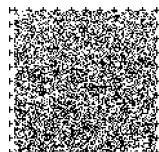
(単位：人)

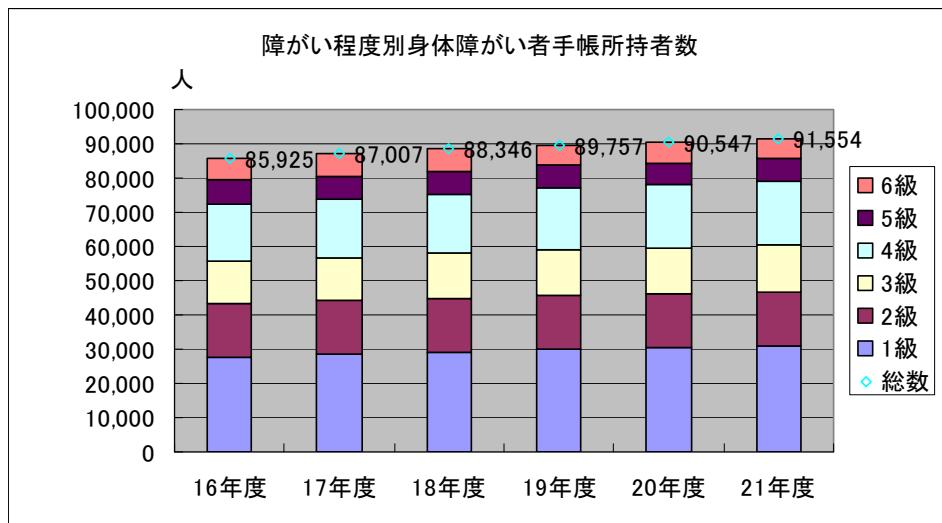
年齢階層	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
18歳未満	1,346	1,333	1,369	1,390	1,398	1,326
18～65歳未満	25,883	25,112	25,143	25,307	25,397	24,195
65歳以上	58,696	60,562	61,834	63,060	63,752	66,033
総数	85,925	87,007	88,346	89,757	90,547	91,554

※各年度4月1日現在

この5年間で、18歳未満の身体障がいのある子どもは、1,346人から1,326人へと1.5%減少し、18歳以上65歳未満の身体障がい者は、25,883人から24,195人へと6.5%減少し、65歳以上の身体障がい者は、58,696人から66,033人へと12.5%増加しています。

平成21年4月1日現在における、身体障がい者全体に占める65歳以上の割合は72.1%であり、年次進行によって高齢者となる障がい者が増加するとともに、高齢者が疾病等によって新たに障がい者になるケースが増加しているため、身体障がい者の高齢化が一段と進んでいます。



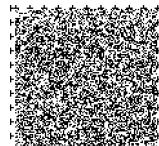


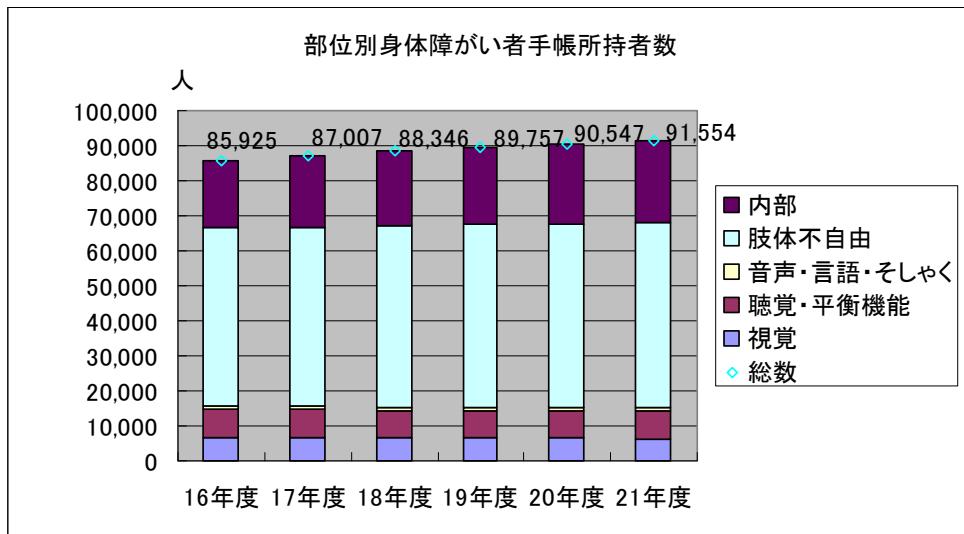
(単位：人)

等級		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
1級	18歳未満	666	656	676	689	692	650
	18歳以上	26,938	27,854	28,480	29,217	29,684	30,122
	計	27,604	28,510	29,156	29,906	30,376	30,772
2級	18歳未満	280	272	285	274	265	253
	18歳以上	15,450	15,414	15,547	15,544	15,505	15,433
	計	15,730	15,686	15,832	15,818	15,770	15,686
3級	18歳未満	179	183	179	199	205	205
	18歳以上	12,257	12,403	12,724	13,141	13,343	13,743
	計	12,436	12,586	12,903	13,340	13,548	13,948
4級	18歳未満	112	113	108	107	119	115
	18歳以上	16,296	16,753	17,269	17,767	18,148	18,685
	計	16,408	16,866	17,377	17,874	18,267	18,800
5級	18歳未満	42	45	47	45	45	40
	18歳以上	7,118	6,927	6,787	6,669	6,462	6,306
	計	7,160	6,972	6,834	6,714	6,507	6,346
6級	18歳未満	67	64	74	76	72	63
	18歳以上	6,520	6,323	6,170	6,029	6,007	5,939
	計	6,587	6,387	6,244	6,105	6,079	6,002
総数	18歳未満	1,346	1,333	1,369	1,390	1,398	1,326
	18歳以上	84,579	85,674	86,977	88,367	89,149	90,228
	計	85,925	87,007	88,346	89,757	90,547	91,554

※各年度 4月 1日現在

障がいの程度では、1級及び2級の重度身体障がい者は、平成16年4月1日においては43,334人（全体に占める割合50.4%）、平成21年4月1日現在では46,458人（全体に占める割合50.7%）となっており、重度身体障がい者が約半数を占める状況となっています。



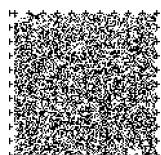


(単位：人)

種別	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
視覚	6,877	6,852	6,643	6,516	6,431	6,340
聴覚・平衡機能	8,014	7,832	7,740	7,639	7,671	7,723
音声・言語・そしゃく	970	979	978	974	957	955
肢体不自由	50,691	51,013	51,670	52,370	52,647	53,023
内部	19,373	20,331	21,315	22,258	22,841	23,513
総数	85,925	87,007	88,346	89,757	90,547	91,554

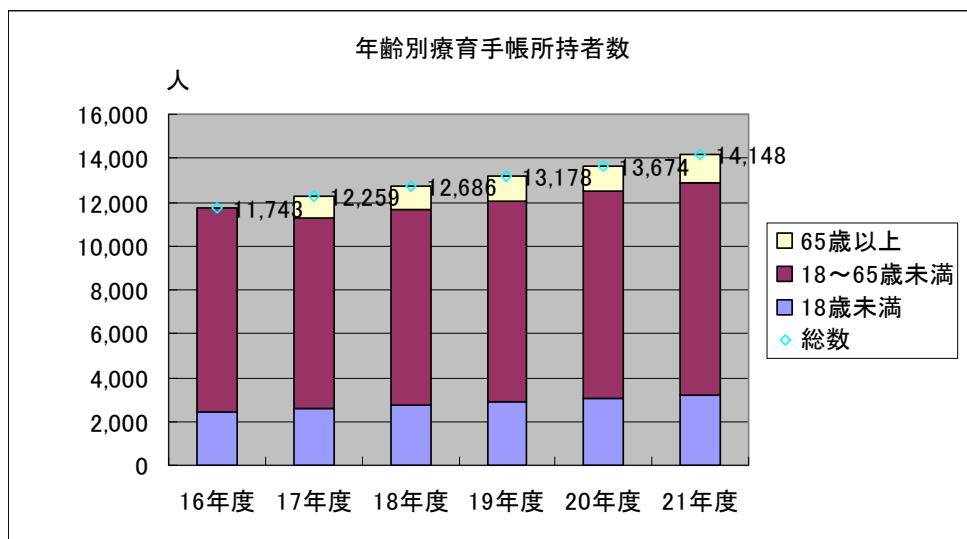
※各年度 4月 1日現在

障がいの種別では、平成21年4月1日現在で、肢体不自由が 57.9%で最も多く、内部障がいが 25.7%で続いている。



(2) 知的障がい者

本県の療育手帳所持者数は、平成21年4月1日現在で、14,148人となっており、平成16年4月1日からの5年間で2,405人、率にして20.5%増加しています。



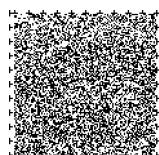
※16年度のグラフについては、「18歳未満」と「18歳以上」で表示

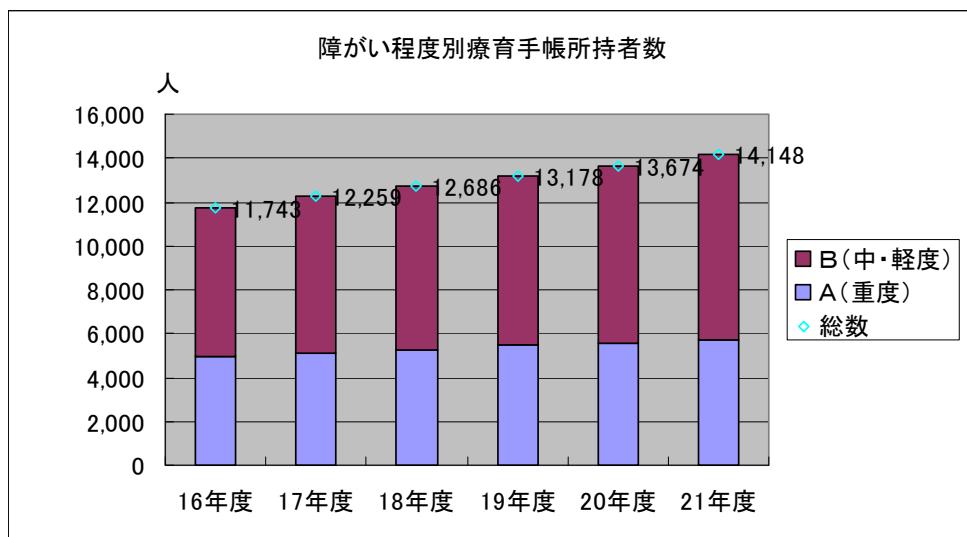
(単位：人)

年齢階層	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
18歳未満	2,445	2,597	2,744	2,922	3,074	3,222
18～65歳未満	9,298	8,679	8,899	9,138	9,412	9,669
65歳以上		983	1,043	1,118	1,188	1,257
総数	11,743	12,259	12,686	13,178	13,674	14,148

※各年度4月1日現在

この5年間で、18歳未満の知的障がいのある子どもが2,445人から3,222人へと31.8%増加したのを始め、18歳以上の知的障がい者は9,298人から10,926人へと17.5%の増加し、各年齢階層において知的障がい者が増加しています。





(単位：人)

程度		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
A(重度)	18歳未満	1,042	1,091	1,130	1,181	1,194	1,195
	18歳以上	3,876	4,005	4,132	4,267	4,391	4,490
	計	4,918	5,096	5,262	5,448	5,585	5,685
B(中・軽度)	18歳未満	1,403	1,506	1,614	1,741	1,880	2,027
	18歳以上	5,422	5,657	5,810	5,989	6,209	6,436
	計	6,825	7,163	7,424	7,730	8,089	8,463
総数	18歳未満	2,445	2,597	2,744	2,922	3,074	3,222
	18歳以上	9,298	9,662	9,942	10,256	10,600	10,926
	計	11,743	12,259	12,686	13,178	13,674	14,148

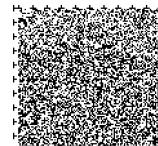
※各年度 4月 1日現在

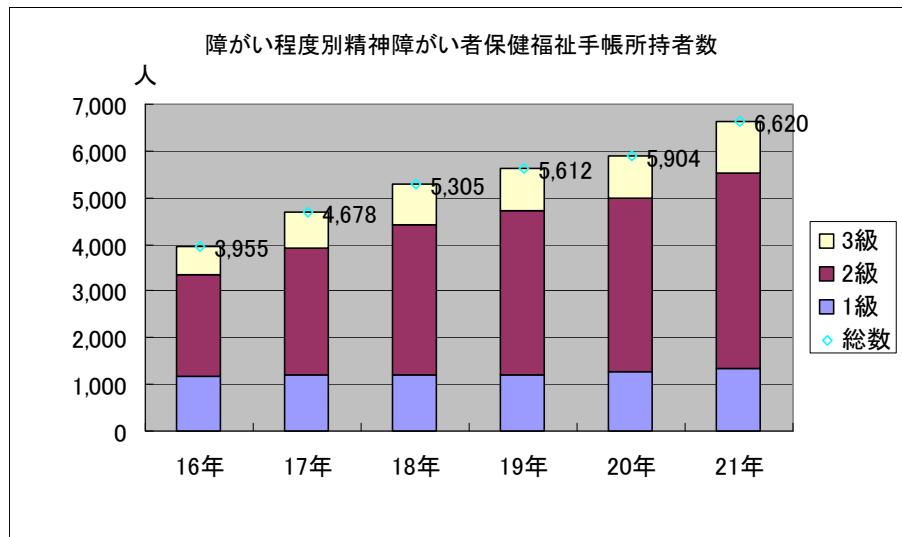
障がいの程度では、この5年間で、A（重度）、B（中・軽度）とともに増加しており、平成21年4月1日現在における療育手帳所持者全体に占める割合は、A（重度）が40.2%、B（中・軽度）が59.8%となっています。

(3) 精神障がい者

本県の精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、平成21年3月末日現在で6,620人となっており、平成16年3月末からの5年間で2,665人、率にして67.4%増加しています。

また、精神科病院入院者数は、平成21年6月末日現在で6,486人となっており、平成16年6月末日から485人減少している一方、精神科病院通院者数は、平成16年6月1か月間では24,038人だったのに対して、平成21年6月1か月間では1,883人増えて25,921人となっており、年々増加傾向にあります。





(単位：人)

等級	16年	17年	18年	19年	20年	21年
1級	1,179	1,211	1,218	1,191	1,271	1,343
2級	2,184	2,695	3,200	3,522	3,722	4,182
3級	592	772	887	899	911	1,095
総数	3,955	4,678	5,305	5,612	5,904	6,620

※

各年3月末現在

障がいの程度では、この5年間で、1級が1,179人から1,343人へと13.9%増加したのを始め、2級が2,184人から4,182人へと91.5%の増加、3級が592人から1,095人へと85.0%の増加となっており、精神障がい者福祉手帳所持者全体に占める割合は、1級が20.3%、2級が63.2%、3級が16.5%となっています。

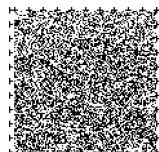
※1級：精神障がいが日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

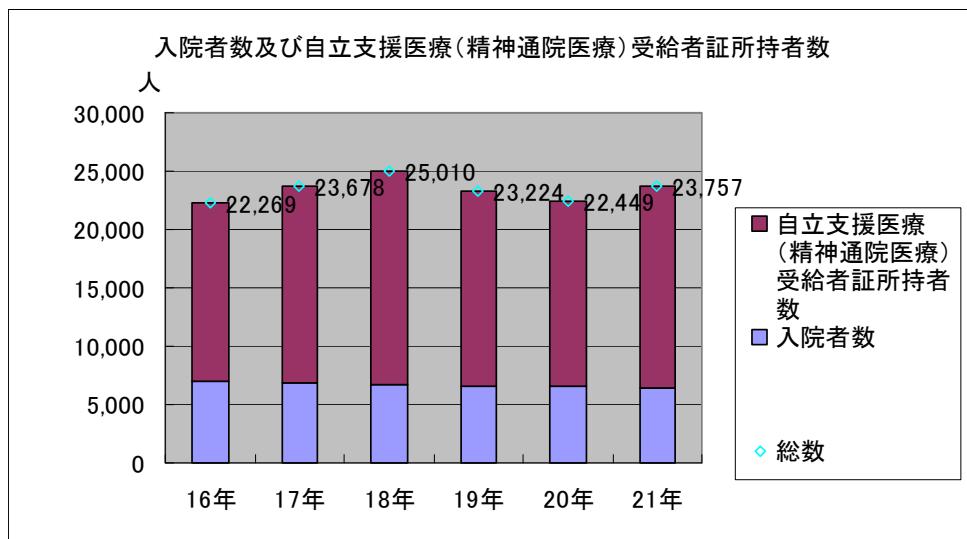
2級：精神障がいの状態が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著し

い制限を加えることを必要とする程度のもの

3級：精神障害の状態が、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生

活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの



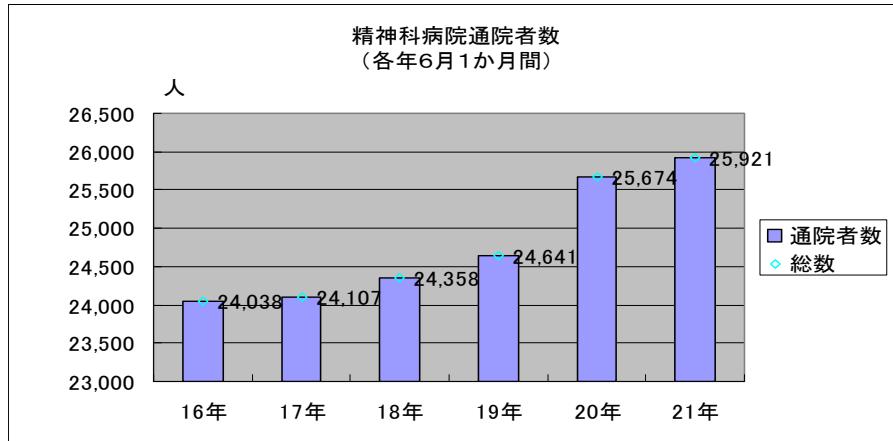


(単位：人)

	16年	17年	18年	19年	20年	21年
入院者数	6,971	6,801	6,720	6,620	6,527	6,486
自立支援医療(精神通院医療)受給者証所持者数	15,298	16,877	18,290	16,604	15,922	17,271
総数	22,269	23,678	25,010	23,224	22,449	23,757

※入院者数：各年6月末日現在

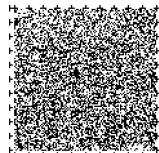
※自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者数：各年3月末日現在



(単位：人)

	16年	17年	18年	19年	20年	21年
通院者数	24,038	24,107	24,358	24,641	25,674	25,921

※各年6月1日～6月末日までの1か月間の精神科病院通院者数



(4) 発達障がい者

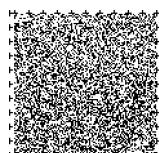
発達障害者支援法では、これまで制度の谷間に置かれ、必要な支援が届きにくい状態となっていた発達障がいを、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されました。

発達障がい者の実数を把握することは困難な状況ですが、平成17年2月に本県の公立小・中学校を対象として実施した「特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態に関する調査」によると、学習面か行動面で著しい困難を示す児童生徒が4.0%在籍する可能性があることがわかつております。

(5) 高次脳機能障がい者

高次脳機能障がいは、交通事故等による外傷性脳損傷や脳梗塞等による脳血管障がい等の後遺症として、記憶、注意、遂行機能といった認知機能や社会的行動面に障がいが生じるものであり、障がいそのものによる生活上の困難に加え、外見上分かりにくいという特性があります。

高次脳機能障がい者の実数を把握することは困難な状況ですが、平成19年10月に本県の脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科、精神科及びこれらに類する診療科を標榜する病院及び診療所に対し、高次脳機能障がいに該当する方が入院又は通院しているかを照会した「高次脳機能障がい実態調査」によると、入院110人、通院225人、合計335人の該当者がいましたが、県内の実数を推定するまでには至っていません。



2 福祉サービスの利用状況

障がい者に対するサービスは、障害者自立支援法に基づき、個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」と、市町村等の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

(1) 障がい福祉サービスの利用実績

	サービス種別	単位	18年度①	19年度②	20年度③	対18年度比 (③/①×100)
訪問系	居宅介護	時間	22,928	22,128	23,918	104.3%
	重度訪問介護	時間	6,918	8,460	12,011	173.6%
	行動援護	時間	1,085	874	879	81.0%
	重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	-
	合計		30,931	31,462	36,808	119.0%
日中活動系	生活介護	人日	3,912	8,240	13,416	342.9%
	自立訓練(機能訓練)	人日		48	45	250.0%
	自立訓練(生活訓練)	人日	541	1,449	2,052	379.3%
	就労移行支援	人日	965	2,042	2,622	271.7%
	就労継続支援(A型)	人日	284	689	1,010	355.6%
	就労継続支援(B型)	人日	7,644	15,223	27,432	358.9%
	児童ディサービス	人日	4,801	5,627	6,607	137.6%
	小計A		18,165	33,318	53,184	292.8%
	旧入所サービス分	人日	45,186	44,765	43,918	97.2%
	旧通所サービス分	人日	19,502	17,898	18,509	94.9%
	小計B		64,688	62,663	62,427	96.5%
	合計(A+B)		82,853	95,981	115,611	139.5%
	療養介護	人	38	35	35	92.1%
居宅系	短期入所	人日	1,758	1,723	1,845	104.9%
	共同生活介護(CH)	人	118	226	246	208.5%
	共同生活援助(GH)	人	540	572	696	128.9%
	小計C		658	798	942	143.2%
	施設入所支援	人	105	155	215	204.8%
	旧入所サービス分	人	2,197	2,168	2,097	95.4%
	小計D		2,302	2,323	2,312	100.4%
相談支援	合計(C+D)		2,960	3,121	3,254	109.9%
	サービス利用計画作成費	人	7	31	58	828.6%

※各年度3月の利用実績

時間・・・1月あたりの総時間数

人・・・1月あたりの利用実人員

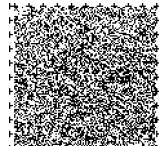
人日・・・1月あたりの利用日数総数

※出典：H18年度：「新障害者プラン関係保健福祉施策実施状況報告（平成18年度実績）」

H19年度：「新障害者プラン関係保健福祉施策実施状況報告（平成19年度実績）」

H20年度：「障害福祉サービス事業状況報告（福島県国民健康保険団体連合会提供）

〔国保連を経由しない市町村直接支払分の数値は含まず〕



① 訪問系サービス

訪問系サービスの利用時間数は、平成18年度 30,931 時間から平成20年度 36,808 時間へ 5,877 時間増加しており、率にして 19.0% 増加しています。

特に、重度訪問介護の時間数については、平成18年度から20年度にかけて、73.6% 増加しています。

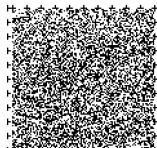
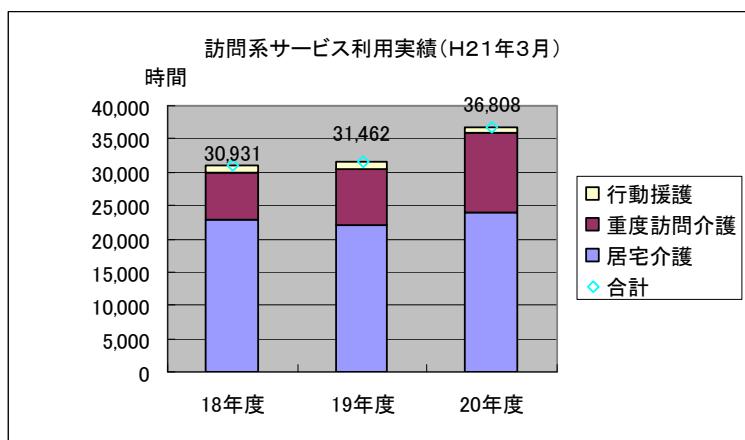
また、平成21年3月における障がいのある子どもと障がい者の利用割合は、障がいのある子どもは 6.2% (88 人)、障がい者は 93.8% (1,338 人) となっており、平成21年3月の訪問系サービス全体での1月あたりの平均利用時間は、25.8 時間となっています。

サービス利用実績									(単位:時間)
サービス種別	18年度①	割合 (対合計)	19年度②	割合 (対合計)	20年度③	割合 (対合計)	増減数 ③-①	対18年度比 (③/①×100)	
居宅介護	22,928	74.1%	22,128	70.3%	23,918	65.0%	990	104.3%	
重度訪問介護	6,918	22.4%	8,460	26.9%	12,011	32.6%	5,093	173.6%	
行動援護	1,085	3.5%	874	2.8%	879	2.4%	-207	81.0%	
重度障害者等包括支援	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	-	
合計	30,931	100.0%	31,462	100.0%	36,808	100.0%	5,877	119.0%	

障害程度区分等別利用者数(H21年3月)										(単位:人)
障害程度区分等別	児童	非該当	区分1・ 区分A	区分2・ 区分B	区分3・ 区分C	区分4	区分5	区分6	総計	割合 (対合計)
居宅介護	65	0	259	375	262	115	96	157	1,329	93.2%
重度訪問介護	0	0	0	0	0	4	11	37	52	3.6%
行動援護	23	0	0	0	2	3	10	7	45	3.2%
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
合計	88	0	259	375	264	122	117	201	1,426	100.0%
(割合)	6.2%	0.0%	18.2%	26.3%	18.5%	8.6%	8.2%	14.1%	100.0%	

※区分A・B・Cとは、旧体系（支援費制度）サービス利用者の障害程度区分

区分1～6とは、新体系（障害者自立支援法）サービス利用者の障害程度区分



② 日中活動系サービス

生活介護や自立訓練を中心とした新体系（障害者自立支援法）サービスについては、旧法施設及び小規模作業所からの新体系移行（※1）等により、平成18年度から20年度にかけて、利用日数が約3倍に増加しています。

施設については、平成18年度から23年度にかけて新体系移行のための経過措置期間となっており、療養介護及び短期入所を除く日中活動系サービスに占める旧入所及び通所サービスの割合は、平成18年度78.1%、平成20年度54.0%となっており、新体系サービスへの移行が着実に進んでいます。

また、平成21年3月における日中活動系サービス利用者は、旧入所サービス分（旧法入所施設利用者※2）が最も多く2,097人となっていますが、小規模作業所等の就労継続支援（B型）事業所への移行による利用者の増加により、就労継続支援（B型）が1,527人となっており、日中活動系サービスに占める新体系サービス利用者は56.5%となっています。

なお、自立訓練（機能訓練）及び療養介護については、現在、県外施設の利用のみとなっています。

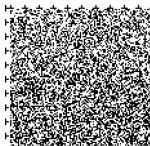
※1「新体系移行」

従来の身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定されていた身体障害者療護施設、更生施設、授産施設などの施設は、障害者自立支援法附則第20条で規定する平成23年度末までの経過措置期間内に、障害者自立支援法に規定する新たなサービス体系を選択して移行するもの。

※2「旧入所サービス分（旧法入所施設利用者）」「旧通所サービス分（旧法通所施設利用者）」

平成18年10月1日時点で身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき指定を受けた施設（通所・入所）については、障害者自立支援法による指定を受けたものとみなされ、その施設を利用する者。

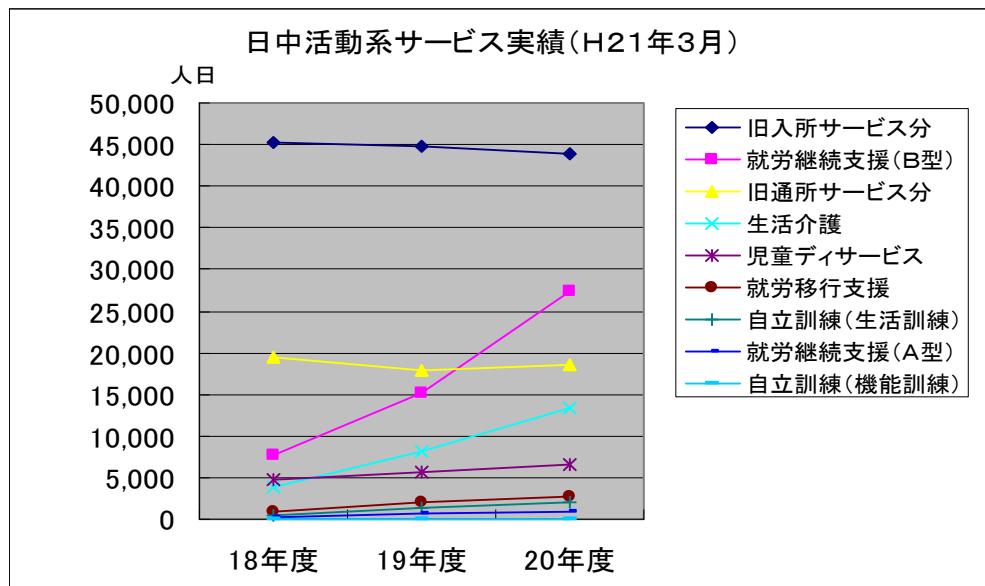
サービス種別	(単位:人日)							
	18年度①	割合 (対合計C)	19年度②	割合 (対合計C)	20年度③	割合 (対合計C)	増減数 ③-①	対18年度比 (③/①×100)
生活介護	3,912	4.7%	8,240	8.6%	13,416	11.6%	9,504	342.9%
自立訓練（機能訓練）	18	0.0%	48	0.1%	45	0.0%	27	250.0%
自立訓練（生活訓練）	541	0.7%	1,449	1.5%	2,052	1.8%	1,511	379.3%
就労移行支援	965	1.2%	2,042	2.1%	2,622	2.3%	1,657	271.7%
就労継続支援（A型）	284	0.3%	689	0.7%	1,010	0.9%	726	355.6%
就労継続支援（B型）	7,644	9.2%	15,223	15.9%	27,432	23.7%	19,788	358.9%
児童ディサービス	4,801	5.8%	5,627	5.9%	6,607	5.7%	1,806	137.6%
小計(A)	18,165	21.9%	33,318	34.7%	53,184	46.0%	35,019	292.8%
旧入所サービス分	45,186	54.5%	44,765	46.6%	43,918	38.0%	-1,268	97.2%
旧通所サービス分	19,502	23.5%	17,898	18.6%	18,509	16.0%	-993	94.9%
小計(B)	64,688	78.1%	62,663	65.3%	62,427	54.0%	-2,261	96.5%
合計C(A+B)	82,853	100.0%	95,981	100.0%	115,611	100.0%	32,758	139.5%
療養介護(人)	38	-	35	-	35	-	-3	92.1%
短期入所(人日)	1,758	-	1,723	-	1,845	-	87	104.9%



障害程度区分等別	児童	非該当	(単位:人)						割合 (対合計C)
			区分1・ 区分A	区分2・ 区分B	区分3・ 区分C	区分4	区分5	区分6	
生活介護	0	0	1	54	206	190	190	248	889 12.8%
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0	0	2	1	3 0.0%
自立訓練(生活訓練)	0	56	10	33	23	9	6	0	137 2.0%
就労移行支援	0	101	16	21	4	0	0	1	143 2.1%
就労継続支援(A型)	0	27	13	7	4	0	0	0	51 0.7%
就労継続支援(B型)	0	1,055	113	173	120	49	13	4	1,527 22.1%
児童ディサービス	875	0	0	0	0	0	0	0	875 12.6%
療養介護	0	0	0	0	0	0	13	22	35 0.5%
短期入所	40	0	3	13	46	52	44	50	248 3.6%
小計(A)	915	1,239	156	301	403	300	268	326	3,908 56.5%
旧入所サービス分	0	0	1,482	527	88	0	0	0	2,097 30.3%
旧通所サービス分	0	0	379	432	105	0	0	0	916 13.2%
小計(B)	0	0	1,861	959	193	0	0	0	3,013 43.5%
合計C(A+B)	915	1,239	2,017	1,260	596	300	268	326	6,921 100.0%
(割合)	13.2%	17.9%	29.1%	18.2%	8.6%	4.3%	3.9%	4.7%	100.0%

※区分A・B・Cとは、旧体系（支援費制度）サービス利用者の障害程度区分

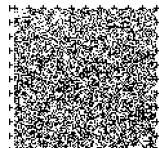
区分1～6とは、新体系（障害者自立支援法）サービス利用者の障害程度区分



③ 居住系サービス

グループホーム（G H：共同生活援助）及びケアホーム（C H：共同生活介護）の合計の利用者は、平成18年度 658人（G H540人、C H118人）から平成20年度 942人（G H696人、C H246人）へ284人増加、率にして43.2%増加するとともに、平成21年3月の居住系サービス利用者に占めるグループホーム及びケアホーム利用者の割合は28.9%となっており、着実に整備されてきています。

施設入所者（施設入所支援及び旧入所サービス利用者）については、平成18年度 2,302人（施設入所支援 105人、旧入所サービス 2,197人）、平成20年度 2,312人（施設入所支援 215人、旧入所サービス 2,097人）と、横ばいの状況ですが、旧入所サービス利用者の占める割合は平成18年度 74.2%から平成20年度は 64.4%と、9.8 ポイントの減少となっています。



サービス利用実績

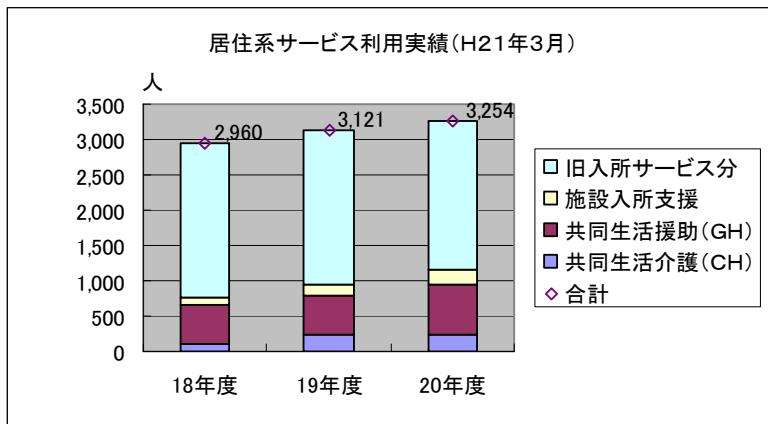
サービス種別	18年度①	割合 (対 合計C)	19年度②	割合 (対 合計C)	20年度③	割合 (対 合計C)	増減人数 ③-①	対18年度比 (③/①×100)
共同生活介護(CH)	118	4.0%	226	7.2%	246	7.6%	128	208.5%
共同生活援助(GH)	540	18.2%	572	18.3%	696	21.4%	156	128.9%
小計(A)	658	22.2%	798	25.6%	942	28.9%	284	143.2%
施設入所支援	105	3.5%	155	5.0%	215	6.6%	110	204.8%
旧入所サービス分	2,197	74.2%	2,168	69.5%	2,097	64.4%	-100	95.4%
小計(B)	2,302	77.8%	2,323	74.4%	2,312	71.1%	10	100.4%
合計C(A+B)	2,960	100.0%	3,121	100.0%	3,254	100.0%	294	109.9%

障害程度区分等別利用者数(H21年3月)

障害程度区分等別	児童	非該当	区分1・ 区分A	区分2・ 区分B	区分3・ 区分C	区分4	区分5	区分6	総計	割合 (対 合計C)
共同生活介護(CH)	0	0	0	129	84	20	11	2	246	7.6%
共同生活援助(GH)	1	519	103	53	20	0	0	0	696	21.4%
小計(A)	1	519	103	182	104	20	11	2	942	28.9%
施設入所支援	0	3	3	24	32	46	47	60	215	6.6%
旧入所サービス分	0	0	1,482	527	88	0	0	0	2,097	64.4%
小計(B)	0	3	1,485	551	120	46	47	60	2,312	71.1%
合計C(A+B)	1	522	1,588	733	224	66	58	62	3,254	100.0%
(割合)	0.0%	16.0%	48.8%	22.5%	6.9%	2.0%	1.8%	1.9%	100.0%	

※区分A・B・Cとは、旧体系（支援費制度）サービス利用者の障害程度区分

区分1～6とは、新体系（障害者自立支援法）サービス利用者の障害程度区分

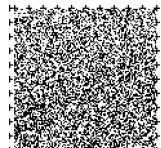


④ 相談支援（サービス利用計画作成費）

サービス利用計画作成費の利用者については、福祉施設からの地域移行者、精神科病院からの退院者、在宅の障がい者等の中で一定の利用があるものと見込んでいましたが、計画の作成が障がい福祉サービスの支給決定後であるとともに対象者が重度障がい者等に限定されているため、平成18年度7人から平成20年度58人へ51人増加したものの、低調な利用となっています。

サービス利用計画作成費利用者数 (単位:人)

サービス種別	18年度①	19年度②	20年度③	増減人数 ③-①	対18年度比 (③/①×100)
サービス利用計画作成費	7	31	58	51	828.6%



(2) 地域生活支援事業の実施状況

地域生活支援事業は、障がい福祉サービスを補完しながら地域の特性や利用者の状況に応じて市町村が行う事業と、特に専門性の高い相談支援事業及び広域的な対応を必要とする県が行う事業があります。

① 市町村地域生活支援事業

地域の実情や障がい者等のニーズを十分に踏まえた上で、効率的・効果的な事業展開が求められていますが、相談支援事業やその他社会参加促進事業などの各市町村の裁量による取組みが低い状況となっています。

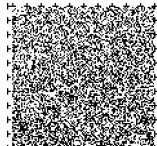
なお、平成18年度から平成20年度までの実績は以下のとおりです。

事業名	実施市町村数			
	18年度	19年度	20年度	
相談支援事業	市町村相談支援機能強化事業	11	16	17
	住宅入居等支援事業	0	1	1
	成年後見制度利用支援事業	1	2	3
コミュニケーション支援事業	13	25	32	
日常生活用具給付等事業	55	60	58	
移動支援事業	29	35	39	
地域活動支援センター機能強化事業	22	29	28	
その他の事業	福祉ホーム事業	3	5	6
	訪問入浴サービス事業	22	25	24
	更生訓練費給付事業	13	16	14
	施設入所者就職支度金給付事業	1	0	0
	知的障がい者職親委託事業	4	3	3
生活支援事業	生活訓練等事業	3	3	4
	ボランティア活動支援事業	1	1	1
	福祉機器リサイクル事業	1	0	0
	その他生活支援事業	1	1	1
日中一時支援事業	40	45	47	
生活サポート事業	2	3	5	
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	8	10	11
	芸術・文化講座開催等事業	1	2	2
	点字・声の広報等発行事業	8	11	12
	奉仕員養成研修事業	9	10	11
	自動車運転免許取得・改造助成事業	10	27	16
	その他社会参加促進事業	3	4	3

※市町村数 平成18年度末：61市町村

平成19年度末：60市町村

平成20年度末：59市町村

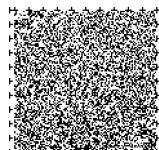


② 県地域生活支援事業

発達障がいや高次脳機能障がい及び雇用の促進などの専門性の高い相談支援体制の充実とともに、単独の市町村では対応が困難な広域的な事案に対応することが求められていますが、障がい者の社会参加を広域的に促進するための取組みが低い状況にあります。

なお、平成18年度から平成20年度までの実績は以下のとおりです。

事業名	18年度			19年度			20年度		
	実施箇所数	利用者 計画	利用者 実績	実施箇所数	利用者 計画	利用者 実績	実施箇所数	利用者 計画	利用者 実績
(1) 専門性の高い相談支援事業									
① 発達障がい者支援センター運営事業	1	200	188	1	600	580	1	1,000	856
② 障がい者就業・生活支援センター事業	3	580	545	3	580	653	4	630	921
③ 高次脳機能障がい支援普及事業	0	0	0	0	0	0	1	0	53
(2) 広域的な支援事業									
① 都道府県相談支援体制整備事業等									
ア 都道府県相談支援体制整備事業	0	/	0	10	/	10	10	/	10
イ 都道府県自立支援協議会	1	/	1	1	/	1	1	/	1
ウ 障がい児等療育支援事業	10	/	10	10	/	10	10	/	10
② 精神障がい者退院促進支援事業	4	40	33	2	20	3箇所 26	0	60	0
障がい者生活支援事業	1	/	1	1	/	1	0	/	0
(上記の他実施する事業)									
相談支援従事者研修(初任者)	修了者数	436	436	修了者数	100	219	修了者数	100	156
相談支援従事者研修(現任)	修了者数	0	0	修了者数	30	40	修了者数	30	22
サービス管理責任者研修	修了者数	150	142	修了者数	150	181	修了者数	150	221
認定調査員研修	実施回数	2	2	実施回数	2	2	実施回数	2	1
市町村審査会委員研修	実施回数	2	2	実施回数	2	2	実施回数	2	1
手話奉仕員・通訳者養成	養成人数	基本・応用・ 実践課程 各15名	基本9 応用15 実践11	養成人数	基本・応用・ 実践課程 各25名	基本46 応用10 実践10	養成人数	基本12 応用24 実践8	
盲ろう者通訳・介助員養成	養成人数	13	10	養成人数	20	6	養成人数	20	20
要約筆記奉仕員養成	養成人数	5	20	養成人数	10	16	養成人数	10	3
点訳奉仕員養成	養成人数 (2年課程)	(12)	13	養成人数 (2年課程)	12	15	養成人数 (2年課程)	(12)	10
音訳奉仕員養成	養成人数	15	15	養成人数	15	13	養成人数	15	12



3 障がい者を取り巻く国の動き及び主な課題

(1) 国の動き

平成18年4月の障害者自立支援法の施行に伴い、障がい者の地域での自立した生活を支援することを目的に、身体・知的・精神の障がい種別ごとであった福祉サービスが一元化されるとともに、障がい者の状態やニーズに応じた利用者本位のサービス体系への再編等が行われ、障がい者に関する制度が大幅に見直されたところですが、法施行後3年の抜本的見直しに伴い、利用者負担の見直しやグループホーム・ケアホーム利用助成制度の創設、障害程度区分の見直し等に関する「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案」や、障がいのある子どもが身近な地域でサービスが受けられるよう障がい種別に分かれている現行の障がい児施設（通所・入所）を一元化するなど、障がいのある子どもの支援強化を目指す「児童福祉法の一部を改正する法律案」、さらには、議員立法による「障害者虐待防止法案」が国会に提出されたものの、平成21年7月の衆議院の解散により廃案となりました。

また、平成21年12月には内閣総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」が設置され、当面5年間を障がい者制度改革の集中期間と位置付け、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始め、障がいを理由とする差別等の禁止に係る制度や障がい福祉サービスの見直しなどを行うことになりました。今後は、障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な福祉法制の実施が予定されるなど障がい者にかかる法制度の大きな変更が見込まれるため、国の動きを注視し、未だ不安定な状態が続く障がい福祉施策へ適確に対応することが求められています。

もちろん、障がい者を取り巻く状況がいかに変わろうとも、障がい者的人権、人格が尊重され、等しく社会の一員として生活できる社会の実現（～障がいのある人もない人も、ともに生きる社会を目指して～）を図ることは、障がい者福祉の増進を図る上で、最も尊重されなければならない基本的な理念です。

そのためにも、障がい者が地域の中で自分らしく生きることができるよう、保健福祉を始めとする本県の障がい者施策を総合的に推進することが必要です。

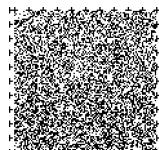
(2) 主な課題・対応

障がい者福祉施策に関する制度については、国において障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が検討されるなど、今後、大幅な改正が見込まれるため、国新たな動き等に対する対応や、以下の課題への対応が求められています。

① 障害者権利条約の批准に向けた対応

「障害者権利条約」については、平成18年12月の国連総会において採択され、我が国は翌年9月に署名し、国際的には平成20年5月に発効しました。

この条約は、障がい者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約であり、障がい者の自立、非差別、社会への参加等を一般原則として規定するほか、



移動、家族、教育、労働等様々な分野において、障がい者の権利を保護・促進することが明記されました。

現在、国においては、条約の批准に向け、障害者基本法の改正等、国内法整備の検討が進められているところです。

また、すべての障がい者が、障がいのない人とあらゆる場面で平等に社会に参加するために、「障がいを理由とする差別」のない社会の構築や「合理的な配慮」に基づく必要な支援を行うことが社会に求められています。

県においても、国の動向を踏まえながら、この条約の理念及び障がい者本人の声を重視し、障がい者施策を推進していく必要があります。

※「障害を理由とする差別」とは、障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

「合理的な配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。（障害者権利条約第2条）

② 相談支援体制の充実

障がい者が地域において自立した生活を営むためには、地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実・強化が必要であり、協議会未設置市町村への設立を強く働きかけるとともに、設置済みの地域自立支援協議会の機能強化（住まいの場の確保や地域生活に必要な暮らしの支援など）を支援する必要があります。

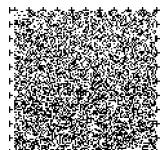
また、市町村における障がい者への相談支援事業は特に重要であり、専門の相談支援事業所へ業務委託するなど、相談支援機能の強化を図る必要があります。

③ 制度改正等に対する対応

障がい者の地域における自立した生活を支援することを目的として障害者自立支援法が施行され、身体・知的・精神の障がい種別ごとであった福祉サービスが一元化されるとともに、障がい者の状態やニーズに応じた利用者本位のサービス体系への再編等が行われ、地域生活支援、就労支援といった新たな課題に対応するため、新しい事業が制度化されたところであり、国の障がい福祉制度の動向を踏まえながら、引き続き着実な制度の定着を図っていく必要があります。

④ 障がいのある子どもに対する一貫した支援

子どもが、乳児期、就学前、学齢期、青年期、そして成年期と成長していくにつれ、育ちの場も関係者も変わっていくことになります。支援を必要とする障がいのある子どもについては、入学や進学、卒業などによって、支援を中心的に行う



者が変わるため支援の一貫性が途切れてしまうといった問題が指摘されていることを踏まえ、子どものライフステージに応じて一貫した支援が行える体制の整備を図っていく必要があります。

⑤ 障がいに対する正しい理解の促進

障がい及び障がい者に対する正しい理解促進については、総合的な視点をもって普及啓発をする必要があり、障害者権利条約批准に向けた動向等も踏まえながら、今後、「合理的な配慮」等の普及を含め、啓発等の在り方を検討する必要があります。

⑥ 市町村に対する支援

福祉施策の実施に当たっては、これまで住民に最も身近な自治体である市町村が大きな役割を担ってきましたが、近年、その重要性は一層高まっており、障がい者施策においても、平成18年度に施行された障害者自立支援法では、精神障がい者福祉を含め障がい福祉サービスの提供主体が市町村に一元化される一方、都道府県は、専門性の高い相談支援や広域的な対応が必要な事業を担うことになりました。

障がい者のニーズを的確に把握し、地域での生活を支えていくための、広範できめ細かいサービスの提供や、地域内の関係者等との協働による新たな資源の開拓、様々な仕掛けづくりなど、市町村の担う役割は、今後もますます重要となることから、県の市町村に対する専門的・技術的支援の在り方を検討する必要があります。

⑦ 各関係機関・事業所との連携

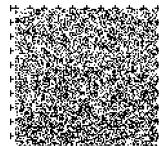
障がい者施策については、直接的、間接的に、国、県、市町村など、様々な実施主体による多種多様な事業が展開されていますが、障がい者の利用が低調な事業もあることから、県自立支援協議会や地域自立支援協議会が中心となって、サービスを利用する障がい者のニーズ等を把握し、地域自立支援協議会や事業実施主体へ情報を提供するとともに、各関係機関の連携により、事業の効果的な運用を考えしていく必要があります。

⑧ 就労支援の充実

障がい者が、地域で生き生きと生活するためには、地域の理解、生活の場や日中活動の場づくりとともに、生きがいや自己実現を図るといった観点からも、福祉的就労の充実や一般就労へ結び付けていくことが重要であることから、現場の声をよく聴きながら施策を展開していく必要があります。

⑨ 社会参加の促進

障がい者施策への障がい者本人の意見を反映させるため、審議会等への障がい者本人や家族の参加を図っていくとともに、障がい者の社会参加の在り方について、今後、検討する必要があります。



第3 計画の基本理念と施策体系

1 福島県が進める県づくりの理念

(1) 「人がほほえみ、地域が輝く “ほっとする、ふくしま”」

(福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」)

県民一人ひとりが活躍することによって、地域がさらに輝き、そして、県民にとっても、ふくしまを訪れる人たちにとっても、癒されるふくしまを創りあげます。

(2) 「すこやかで ともにいきいき “安心 ふくしま”」(福島県保健医療福祉ビジョン)

「一人ひとりが、人や地域とのつながりと思いやりを大切にし、お互いを支え合う 温かな社会」、「夢や希望を持ち、生涯を通じて健やかに暮らせる 豊かな社会」、「保健・医療・福祉サービスの充実と、不測の事態への備えがなされ、快適に暮らせる 安心・安全な社会」を目指します。

2 計画の基本理念

「障がい者の人権、人格が尊重され、等しく社会の一員として生活できる社会の実現」

～障がいのある人もない人も、ともに生きる社会を目指して～

◆本県が進める県づくりの理念を基本とし、障がい者の自立と社会参加を目指す「リハビリテーション」や、ともに生きる社会を目指す「ノーマライゼーション」、すべての人のためのデザインを目指す「ユニバーサルデザイン」の理念を継承しながら、障がい者の人格、人権が尊重され、障がい者が地域で活躍できる社会を目指します。

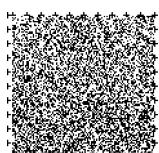
3 基本目標

障がい者の地域での自立した生活を実現するための支援

《目指すべき姿》

◆「地域での自立した生活を実現するための支援」とは、障がい者が地域社会の構成員として、自らの生活様式（スタイル）を決定できるよう、生活のあらゆる場面で適切な支援を行うこと。

◆「生活のあらゆる場面で適切な支援」とは、公的な福祉サービスだけで生活することをいうのではなく、地域住民や民間団体等による支援などのインフォーマルなサービスも組み入れて、障がい者自らが地域で生活していくために必要なサービスを決定できるように支援すること。



- ◆障がい者が自らの生活に必要なサービスを決められないからといって、誰かが代わりに決めてあげるのではなく、障がいをもつ人が自らの意思で決めることができるように時間をかけて支援していくことも含む。

障がい者の地域生活への移行促進

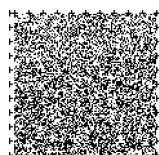
《目指すべき姿》

- ◆「地域生活への移行」とは、障がい者本人が暮らしたいと望む（自らの意思で選択・決定）地域において、地域社会の構成員として自分らしい生活を実現すること。
- ◆グループホームでの地域生活の実現が最終目標ではなく、段階的に地域での単身生活を望む障がい者に対しても適切な支援をしていくこと。

障がい者が活躍できる地域づくり

《目指すべき姿》

- ◆「活躍できる地域」とは、障がい者の人権及び基本的自由が確保されるとともに、障がいを理由とした偏見や合理的配慮の否定を含めて差別がなく、障がい者が地域のあらゆる場面に参加、参画し、地域に溶け込んでいる社会。



4 施策体系

第1 相談支援体制の充実と人材育成

1 相談支援体制の充実

- (1) 県及び地域自立支援協議会の機能強化
- (2) 発達障がい者・高次脳機能障がい者への支援
- (3) 多様な相談機関の活動促進

2 人材の育成

- (1) 相談支援従事者及びサービス管理責任者の養成と資質向上
- (2) 福祉を支える人材の養成確保と資質向上

第2 ライフステージに応じた

障がいのある子どもへの支援

1 療育体制整備の推進

- (1) 早期発見・早期対応の推進
- (2) 療育機能の充実
- (3) 保健・医療・福祉・教育等関係者の連携促進

2 障がいのある子どもへの教育的支援

- (1) 地域における支援体制の整備・充実と理解促進
- (2) 特別支援教育の充実
- (3) 障がいのある生徒への職業教育・進路指導の充実
- (4) 教員の特別支援教育に関する指導力の向上
- (5) 障がいのある子どもの放課後対策の推進

第3 障がい者の地域での生活支援

1 地域生活移行の促進・定着

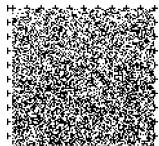
- (1) 地域への円滑な移行と安心できる生活への支援
- (2) 退院可能な精神障がい者の地域生活移行の促進

2 生活を支えるサービスの充実

- (1) 障がい福祉サービスの充実
- (2) 地域リハビリテーションの推進
- (3) サービスの質の確保

3 保健医療体制の充実

- (1) 障がい者の医療体制の充実
- (2) 精神保健医療福祉の充実
- (3) 難病対策の推進



第4 就労の促進

1 一般就労の促進

- (1) 雇用の促進
- (2) 就労支援の充実

2 福祉的就労の充実

- (1) 福祉的就労の促進
- (2) 工賃向上の支援

第5 社会参加の促進

1 社会参加活動の充実

- (1) 障がい者の社会への参画促進
- (2) 障がい者本人及び家族同士、地域との交流促進
- (3) 各種生活訓練の充実
- (4) 外出支援対策の促進

2 コミュニケーション支援の充実

- (1) コミュニケーション支援従事者の養成確保・派遣
- (2) 障がい特性に応じた情報提供の充実

3 文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進

- (1) 障がい者のスポーツ活動の推進
- (2) 文化・レクリエーション活動の促進

第6 ともに支え合う社会づくり

1 理解促進と権利擁護

- (1) 啓発、広報活動の推進
- (2) 障がい者の権利擁護の推進と虐待防止
- (3) 学校・地域での福祉体験・福祉教育の推進

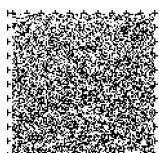
2 安全で安心な環境づくり

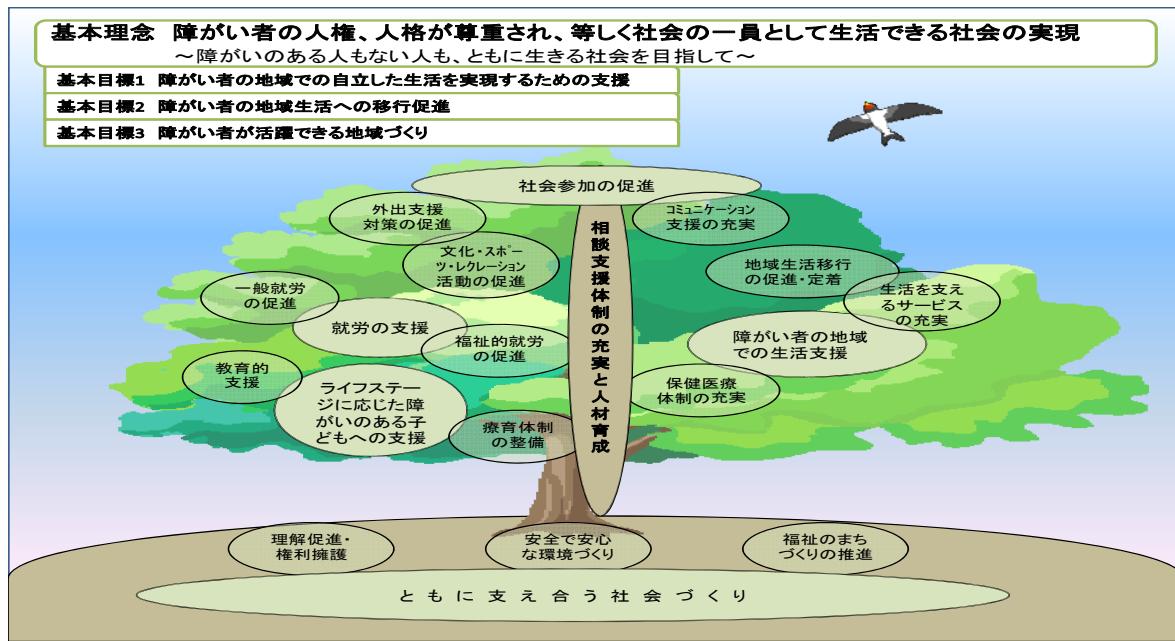
- (1) 防災対策の充実
- (2) 防犯対策及び消費者の安全確保の推進
- (3) 交通安全対策の推進

3 福祉のまちづくりの推進

- (1) 住まいや暮らしの環境整備
- (2) 外出、移動しやすい環境整備
- (3) ボランティアやN P O等との連携

第7 指標





第4 計画の推進体制

1 計画の推進体制

各般にわたる障がい福祉施策の着実かつ効果的な推進を図るために、雇用、教育、医療等の分野を越えた総合的な取組みが必要であるとともに、県民、関係団体、企業、行政等がそれぞれ適切な役割分担のもと、連携、協力して各施策を推進していきます。

2 障がい保健福祉圏域の設定

障がい者が各種障がい福祉サービスを身近な地域で受けられるようにするために、県全体での取組みのほか、複数市町村で構成される広域圏域ごとに機能分担や各種サービスの面的な整備を促進し、多様なネットワークを構築していく必要があります。

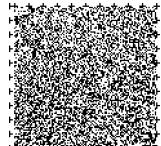
このため、第2次福島県障がい者計画で定めた7つの障がい保健福祉圏域を引き続き設定し、各圏域ごとにきめ細かく障がい福祉サービスの提供体制の確保・充実を進めていきます。

3 計画の進行管理と見直し

計画の実効性を確保する観点から、「福島県自立支援協議会」などの関係者の意見を聴きながら、「福島県障がい者施策推進協議会」において、毎年度、県全体及び圏域ごとの計画の実施状況の点検及び評価を行い、計画の進行管理を行うとともに、社会情勢等の変化などを考慮し、必要に応じて計画の見直しを実施します。

4 国への提言・要望

本計画における障がい福祉施策の着実な推進を図るために、今後とも国の施策の動向を注視しながら、社会保障制度や障がい者制度改革の在り方など、必要に応じて国に対する提言・要望を行います。



第2部 第3次福島県障がい者計画

第1 相談支援体制の充実と人材育成

1 相談支援体制の充実

(1) 県及び地域自立支援協議会の機能強化

【現状と課題】

- ア 障がい者が地域において自立した生活を営むためには、地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実・強化が重要であるため、協議会未設置市町村への設立を強く働きかけるとともに、協議会機能の充実及び相談支援事業所の設置等を促進する必要があります。
- イ 地域自立支援協議会の機能強化等を図るため、県自立支援協議会及び各部会における各種取組みを充実させる必要があります。
- ウ 県自立支援協議会の取組みとして、各地域だけでは対応できない全県的な課題及び社会資源の開発調整や権利擁護の推進等について、検討する必要があります。

《施策の方向》

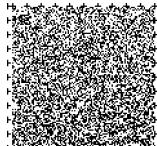
- ① 地域自立支援協議会の設置を促進し、機能強化を支援するとともに、県自立支援協議会の活動等を通じ、地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の整備を図ります。
- ② 複数の地域自立支援協議会のある障がい保健福祉圏域においては、保健福祉事務所に地域生活移行圏域連絡会を設置し、圏域内の市町村や相談支援事業者等のケアマネジメント実施機関相互の連携を図ります。
- ③ 県及び地域の自立支援協議会の機能強化を図るため、構成員に障がい者本人の参画を推進します。
- ④ 障がい者が地域社会の中で豊かな生活を送れるよう、本人を中心とした一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかで、一貫した支援を行うために必要な「個別の支援計画」の普及・啓発を行います。

〔県自立支援協議会 地域生活支援部会〕

- ⑤ 地域生活支援部会は、地域自立支援協議会の活動を支援し、施設等に入所・入院している障がい者の地域生活への円滑な移行及び定着を支援します。

〔県自立支援協議会 人材育成部会〕

- ⑥ 人材育成部会は、相談支援従事者、サービス管理責任者の研修体系及びスキルアップの検討を行い、相談支援に従事する職員の資質の向上を図ります。



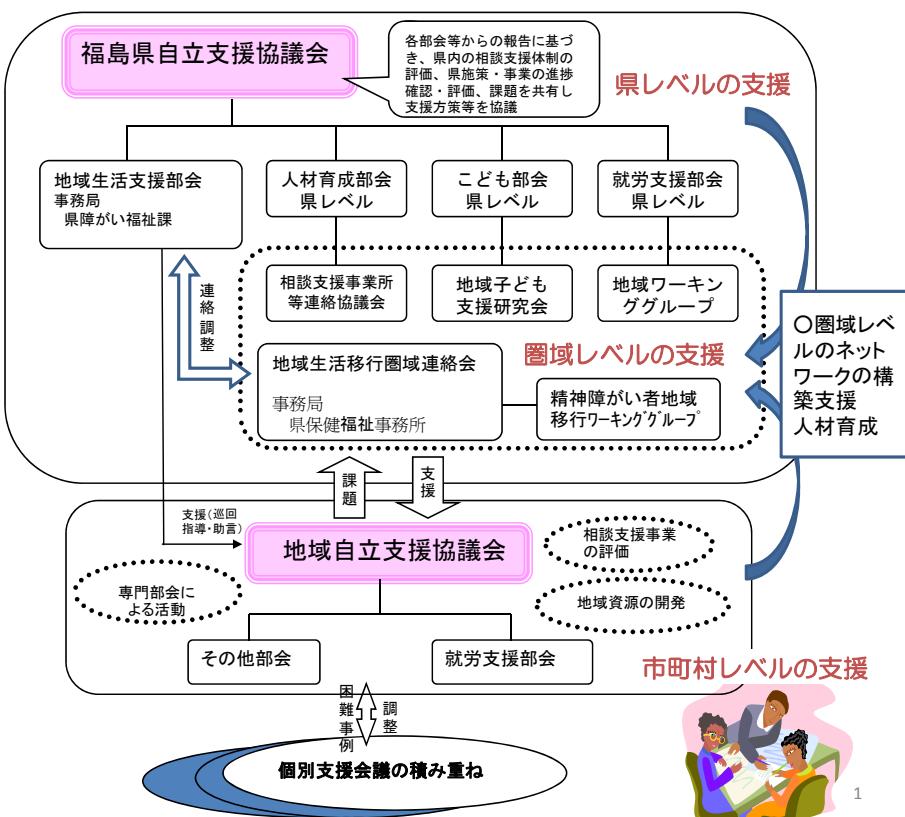
〔県自立支援協議会 子ども部会〕

⑦ 子ども部会は、教育等関係機関との連携を密にしながら、障がいのある子どもの一貫した支援を行うため、「個別の支援計画」による支援の普及・充実を図ります。

〔県自立支援協議会 就労支援部会〕

⑧ 就労支援部会は、教育、福祉、労働等の関係機関等との連携を図りながら、障がい者の就労支援に関する課題への対応や、社会資源の改善・開発等を推進します。

福島県自立支援協議会体系図

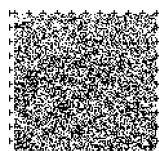


地域自立支援協議会：

地域における障がい者の相談支援の充実を図るため、関係者による連携及び支援体制に関する協議を行う場として市町村に設置する会議です。

県自立支援協議会：

県全体及び各地域における相談支援体制の構築に向けて、その現状や課題、在り方等を検討するとともに、地域における相談支援体制の整備を支援する協議の場です。



(2) 発達障がい者・高次脳機能障がい者への支援

【現状と課題】

〔発達障がい者〕

ア 平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、平成18年10月に県発達障がい者支援センターを設置したところですが、障がいの早期発見や乳幼児期から成人期までの一貫した支援、関係機関が連携した支援体制の整備等の促進など、地域の発達障がいの支援力の向上が求められています。

イ 身近な地域で適切な発達障がい支援が受けられる体制づくりを進めるため、県発達障がい者支援センターを中心として全県的な支援体制を構築する必要があります。

〔高次脳機能障がい者〕

ウ 県では、平成20年9月に高次脳機能障がいの支援拠点機関として、財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院を指定し、高次脳機能障がい支援普及事業に取り組んでいます。

エ 高次脳機能障がいは、日常生活や社会復帰の支障になっているにもかかわらず、外見だけでは分かりにくいため、障がいのある人や家族、職場関係者などに、原因や対応方法の理解促進を図る必要があります。

《施策の方向》

〔発達障がい者〕

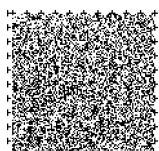
① 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の発達障がいに関する知識の普及・啓発を図るとともに、県発達障がい者支援センターを中心とした関係機関の支援ネットワークを強化し、発達障がいのある人のライフステージに応じた一貫した支援を図ります。

② 発達障がいのある人を支援するため、県発達障がい者支援センターにおいて専門的な相談支援を行うとともに、市町村や地域の保育所及び幼稚園、障がい福祉サービス事業所等の関係機関に対して、発達障がいに関する特性の理解及び支援方法の普及を進め、身近な地域で適切な支援が受けられる体制整備を図ります。

〔高次脳機能障がい者〕

③ 高次脳機能障がいの支援拠点機関を中心に、高次脳機能障がい者に対する専門性の高い相談支援を行うとともに、保健・医療・福祉・就労等関係機関との支援ネットワークの整備を図ります。

④ 高次脳機能障がい者に対する支援の充実を図るため、普及・啓発活動による高次脳機能障がいの正しい理解を促進するとともに、自治体職員等に対する支援手法に関する研修等を行います。



(3) 多様な相談機関の活動促進

【現状と課題】

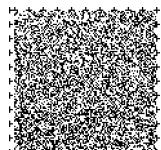
ア 障がい者に関する各相談機関について、乳幼児期からスタートするライフステージに応じた相談支援の充実を図るとともに、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との更なる連携による支援体制の構築が求められています。

イ 障がい者に対する相談窓口は、市町村を始め県でも各種の相談機関が設置されていますが、相談支援の実施主体は住民に最も身近な市町村が大きな役割を果たしており、県に対しては、市町村への専門的・技術的助言等の充実が求められています。

ウ 障がい者本人とその家族の絆を深めるとともに、本人と家族との自立した関係の構築を促進するという観点も踏まえ、障がい者本人だけではなく、家族に対して支援する必要があります。

《施策の方向》

- ① 障がい者の支援の充実を図るため、地域の相談支援体制と多様な相談機関との円滑な連携を図ります。
- ② 専門機関である障がい者総合福祉センター及び精神保健福祉センターにおいて、市町村や保健福祉事務所等の相談支援体制を支援します。
- ③ 障がい者や家族からの多様な相談に応じられるよう、研修を通じて身体障がい者相談員、知的障がい者相談員及び精神障がい者家族相談員の資質の向上に努めます。
- ④ 家族が障がいを正しく理解し、障がい者に対して適切な対応ができ、安心・安定した生活を送ることができるよう、訪問や面接等による個別支援や家族教室等を開催し、障がい者の家族を支援します。
- ⑤ 保健福祉事務所や精神保健福祉センターにおいて、心の健康や精神疾患、ひきこもり、自殺関連など、誰もが気軽に相談できる心の健康相談窓口の活用を促進するとともに、他の相談機関との連携により、適切な相談体制を整備します。
- ⑥ 障がい者本人の体験に基づく他の障がい者への相談支援（ピアカウンセリング）の推進を図るとともに、障がい者が運営する自立生活センター等の団体の活動を支援します。
- ⑦ 市町村の相談支援機能の充実や障がい福祉サービス事業所の活動を支援するため、県の障がい者に対する総合的な相談支援体制及び市町村等に対する専門的・技術的支援の在り方等を検討します。



2 人材の育成

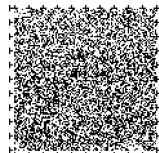
(1) 相談支援従事者及びサービス管理責任者の養成と資質向上

【現状と課題】

ア 地域自立支援協議会を中心に、障がい者の地域生活支援をしていくためには、各地域の相談支援体制強化・障がい福祉サービスの質の向上が不可欠であり、障がい者本人の「想い」を尊重した支援ができる人づくりについて体系的に検討する必要があります。

《施策の方向》

- ① 相談支援体制の充実及び障がい福祉サービスの質の向上を図るため、県自立支援協議会人材育成部会において研修の質の向上及び地域ごとの継続的なスキルアップの仕組みづくり、相談支援事業所の評価手法等の検討を行います。
- ② 障がい者本人の想いを尊重した適時適切なケアマネジメントを行うため、相談支援従事者及びサービス管理責任者を養成し、資質の向上を図ります。



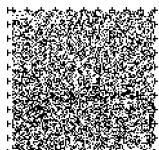
(2) 福祉を支える人材の養成確保と資質向上

【現状と課題】

- ア 障がい者の自立や社会参加の支援等を支える福祉人材の養成・確保を図るため、介護福祉士等の養成施設に在学し、卒業後、県内で当該業務に従事する意志のある者に資金を貸与して県内への定着を図る必要があります。
- イ 福祉人材センターにおいて就職斡旋及び人材確保に関する相談を実施していますが、さらに優秀な人材を県内に定着させる必要があります。
- ウ 社会福祉事業従事者の量的確保及び資質の向上を目的に、福祉サービスに対する理解の促進、イメージの改善、就業促進、福祉職場への就職あっ旋及び人材確保に関する相談受付等を内容とする事業を実施していますが、今後とも継続して実施する必要があります。

《施策の方向》

- ① 施設職員、地域福祉従事者に対する研修を実施し、福祉を支える人材の養成と資質の向上を図ります。
- ② 障がい者への在宅サービスの供給を確保するため、居宅介護、重度訪問介護及び行動援護の各従業者養成研修を実施します。
- ③ 介護福祉士等の養成施設に在学し、資格取得後に県内で介護業務等に従事しようとする人に対して、必要な資金を融資することにより、これらのスタッフの養成・確保を図ります。
- ④ 福祉の仕事の紹介、あっせん、資格取得等に関する相談、福祉人材の求人と紹介など、福祉人材の活用を行う福祉人材センター（県社会福祉協議会）の活動の充実を図ります。



第2 ライフステージに応じた障がいのある子どもへの支援

1 療育体制整備の推進

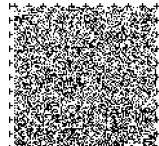
(1) 早期発見・早期対応の推進

【現状と課題】

- ア 乳幼児の健やかな成長と家族への支援を図るため、疾病や障がいを早期に発見し、早期の治療や療育等を推進する必要があります。
- イ 市町村における健康診査等により発見された発達の遅れや障がいのある乳幼児、又は医療機関からの連絡による未熟児等に対し、専門的な相談・指導事業を継続し、療育の充実を図っていく必要があります。
- ウ 安心して医療が受けられるよう乳幼児等に対する医療扶助の充実や育成医療、養育医療等の医療援護を継続する必要があります。

《施策の方向》

- ① 乳幼児健康診査を始め、先天性代謝異常等検査や新生児聴覚検査により、疾病・障がいの早期発見、早期治療及び早期療育を推進します。
- ② 障がいのある児童、長期にわたり療養を必要とする児童及び未熟児の健康相談を行い、必要な援助方針の決定や関係機関への紹介等を行うなど、関係機関が実施する療育指導について、適切な支援を行います。
- ③ 乳幼児健康診査や保育所、幼稚園において、発達障がいのある子どもを発見するためのスクリーニング検査を行うとともに、関係機関との連携による乳幼児期から就学に向けた一貫した総合的な気づきと支援体制の整備を図ります。
- ④ 既に構築した「総合周産期母子医療センター」、「地域周産期母子医療センター」、「周産期医療協力施設」からなる「総合周産期医療システム」について、関係機関の機能分担と相互の有機的連携を図るなど一層の充実を図ります。
- ⑤ 乳幼児の疾病的早期発見や早期治療を促進するため、乳幼児等に対する医療費を助成します。また、身体障がいのある子ども、結核児童、妊娠中毒症等の妊娠婦及び未熟児に対し、育成医療、養育医療等の必要な医療給付等を行います。
- ⑥ 小児慢性特定疾患の治療研究により治療法の確立を推進するとともに、併せて患者家庭の医療費の負担の軽減や日常生活用具の給付を行います。
- ⑦ 長期間にわたる療育が必要な未熟児や身体障がいのある子ども、慢性疾患等を有する子どもやその家族に対し、助言や相談、家庭訪問を行い適切な支援を行います。



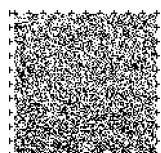
(2) 療育機能の充実

【現状と課題】

- ア 県全体では児童デイサービス事業所は増加していますが、南会津保健福祉圏域等に空白地域があるため、さらに充実を図るとともに、療育の質を確保するため、各事業所の支援力向上を検討する必要があります。
- イ 引き続き特別支援教育の事業と連携を図りながら、障がい児（者）地域療育等支援事業を実施し、市町村の相談支援体制の整備及び地域療育の充実を推進する必要があります。
- ウ 医療型短期入所施設については、平成21年4月1日現在、6施設と少ない状況にあり、家族の安心感及び負担軽減の観点から、短期入所とともに充実を図っていく必要があります。
- エ 地域自立支援協議会で地域の共通課題に関する確認・検討を行い、市町村等に対して課題解決に向けた施策等の提案を行うとともに、地域だけでは対応できない課題については、県自立支援協議会子ども部会でその対応を検討していく必要があります。
- オ 障がいのある子どもが身近な地域でサービスを受けられる支援体制の整備が求められており、障がい児施設（通所・入所）の一元化などを内容とする児童福祉法改正の動きを注視し、障がいのある子どもの支援の体制を検討する必要があります。

《施策の方向》

- ① 県全域を対象とする専門機関である総合療育センターの児童福祉施設と病院としての機能を充実し、利用児童の治療・訓練・生活指導等の総合的な強化に努めるとともに、発達障がい者支援センターを運営し、専門性の向上と支援体制の一層の充実を図ります。
- ② 大笹生学園について、今後の在り方を検討します。
- ③ 地域の療育機関や相談支援機関、教育関係機関と連携をしながら、市町村の相談支援体制の整備及び地域療育の充実を図ります。
- ④ 在宅の障がいのある子どもに対し、日常生活の基本的な動作訓練や集団生活への適応訓練を行い、家族の相談を受け、関係機関と連携しながら支援を行う児童デイサービス事業所の設置を促進します。
- ⑤ 医療的ケアが必要な障がいのある子どもをもつ家庭を支援するため、一時的に介助が得られない場合に対応する医療型短期入所の充実を促進します。



(3) 保健・医療・福祉・教育等関係者の連携促進

【現状と課題】

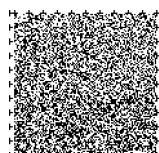
ア 障がいのある子どもを地域で健やかに育てるためには、社会資源の充実とライフステージで分断されることのない、各地域における支援体制を構築することが求められています。

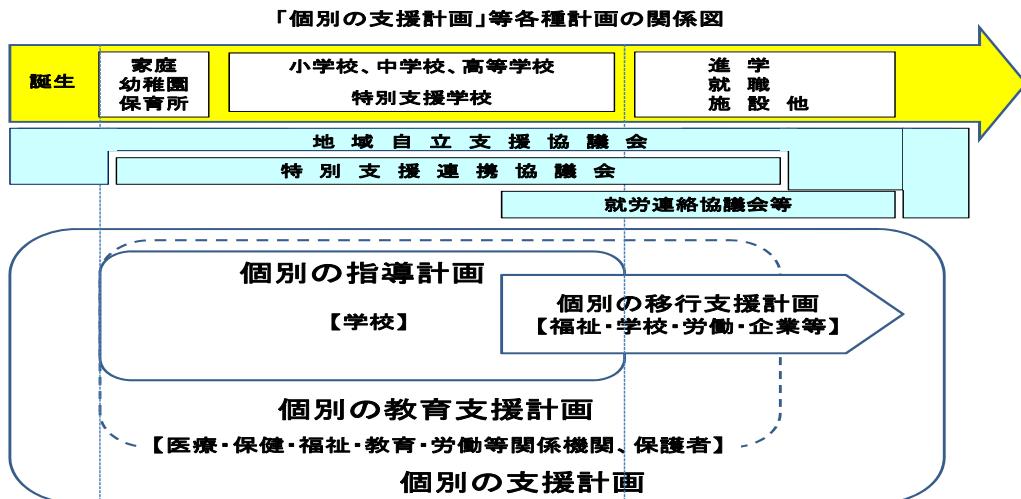
イ 教育と福祉の連携・協力が不十分であり、地域の中で子どもをどのように学び育てるのかといった総合的な視点が弱いという障がい福祉サービス事業所等の指摘があることから、教育と福祉の連携を十分にし、より身近な地域で学び、質の高い福祉サービスを提供することが求められています。

ウ 個別の支援計画による支援の普及を図り、個別の教育支援計画と連携を図りながら、ライフステージに応じた一貫した支援体制の整備を図る必要があります。

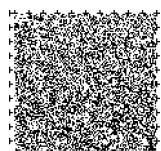
《施策の方向》

- ① ライフステージに応じた障がいのある子どもの支援を地域で行うため、保健・医療・福祉・教育・労働等の各分野が連携するシステムとして、市町村の地域自立支援協議会の設置を促進します。県は、地域自立支援協議会を支援することにより、障がいのある子どもへの地域での支援ができるよう、県自立支援協議会子ども部会を活用した取組みを行います。
- ② 障がいのある子どもと家族のニーズに応じた支援をしていくため、福祉・教育など様々な分野の関係者が個別支援会議を開き、共通の視点に立って連携をとりながら継続的に支援をしていくために作成・活用する「個別の支援計画」の市町村における普及を図ります。
- ③ 障がいのある子どもの支援が就学時、卒業時に途切れることのないよう、就学前の地域での支援の状況を市町村の教育委員会へ情報を引き継ぐとともに、在学中に積み重ねた情報を卒業後に必要となる家庭、進路先、労働、福祉の関係機関等へ引き継ぐための個別の移行計画を作成するなどし、教育機関で作成する「個別の教育支援計画」と福祉関係で作成する「個別の支援計画」との連携を図ります。



**「個別の支援計画」等各種計画**

個別の支援計画	医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が連携して作成するものであり、障がいのある人の乳幼児期から学校卒業後までの各ライフステージにおいて、一貫して的確な支援を行うことを目的として策定される計画である。その内容として、障がいのある人一人一人のニーズ、支援の目標や内容、支援を行う者や機関の役割分担、支援の内容や効果の評価などがある。 この「個別の支援計画」のうち、学校や教育委員会の教育機関が中心となって策定するものを「個別の教育支援計画」と呼ぶ。つまり、「個別の教育支援計画」は「個別の支援計画」に含まれるものであり、「個別の支援計画」を教育機関が中心となって策定する場合の呼称である。
個別の指導計画	学校において、保護者との連携の下、担任を中心として作成するものであり、児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだものである。
個別の移行支援計画	学校において、保護者との連携の下、担任を中心として関係機関の協力を得ながら作成するものであり、就学前から卒業後まで一貫した支援を行うための計画である「個別の支援計画」のうち、特別支援学校高等部在学時から卒業後3年程度の間の、就労に向けての支援計画のことをいう。 高等部から社会への移行では、就労はもちろんのこと、就労の基盤となる地域での生活設計についても、本人や保護者、福祉、労働、企業等の関係機関が連携して、一人一人の実態に合った個別の移行支援計画を作成して、生徒の職業的自立を促進する必要がある。



2 障がいのある子どもへの教育的支援

(1) 地域における支援体制の整備・充実と理解促進

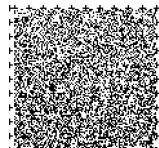
【現状と課題】

ア 特別な支援を必要とする障がいのある子どもには、「個別の教育支援計画」の策定を支援し、「地域で共に学び、共に生きる教育」の充実へ向けて、「共に学ぶ」ための環境づくりを進める必要があります。

イ 特別支援学校の児童生徒と地域の小・中学校及び高等学校の児童生徒との「交流及び共同学習」を通じて、地域の人々とのふれあいを図る必要があります。

《施策の方向》

- ① 市町村における地域自立支援協議会子ども部会等の設置を支援することなどにより、乳幼児期から成人に至るまでの一貫した地域の支援体制の整備・充実を図ります。
- ② 市町村教育委員会が、「個別の支援計画」づくりの中で関係機関と連携して「個別の教育支援計画」を作成し、それを踏まえて就学先を総合的に判断することができるよう支援します。
- ③ 発達の段階に応じて、各学校間で「個別の教育支援計画」を引き継ぎ、就学前から一貫した支援ができるよう、その取組みを促進します。
- ④ 各学校において、障がいのある子どもと障がいのない子ども及び地域の人々との「交流及び共同学習」の取組みを促すとともに、保護者に対して「地域で共に学び、共に生きる」教育の理解啓発を図ります。
- ⑤ 障がいのある幼児の幼稚園への就園機会が一層図られるよう、障がいのある幼児を受け入れる私立幼稚園に対し支援を行います。
- ⑥ 発達障がい児研究保育員を各地区に配置し、私立幼稚園における発達障がいのある子どもの保育を通じた効果的な特別支援教育内容に関する調査研究を委託し、その成果の幼児教育への活用を図ります。



(2) 特別支援教育の充実

【現状と課題】

ア 幼稚園、小・中学校、高等学校で、発達障がいを含む障がいのある児童生徒に適切な教育を行う必要があるとともに、特別支援学校においては、在籍する児童生徒等の障がいが重度・重複化、多様化しており、高等部の生徒が増加傾向にあります。

イ 現在、各特別支援学校がそれぞれに行っているセンター的機能を、地域のニーズに応じて、各特別支援学校の専門性を生かした連携の強化、情報の共有を行い、さらに効果的な支援へとつなげる必要があります。

《施策の方向》

〔小・中学校における特別支援教育の充実〕

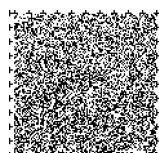
- ① 特別支援学級の設置等、市町村教育委員会における「共に学ぶ」環境の整備を支援します。
- ② 特別支援学校のセンター的機能の活用を促し、各学校における特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実を支援します。
- ③ 各学校における「個別の指導計画」の作成と「個別の教育支援計画」の活用を支援します。
- ④ 通常の学級で学習する障がいのある児童生徒を支援するため、特別支援教育支援員等の配置を行う私立学校に対し支援を行います。

〔高等学校における特別支援教育の充実〕

- ⑤ 特別支援学校のセンター的機能の活用を促し、各学校における特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実を図ります。
- ⑥ 「個別の教育支援計画」を活用して、生徒の能力・特性等にあった進路選択を支援し、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を引き継ぎ、一貫した支援の充実を促します。
- ⑦ 介助員の配置などにより、各学校における「共に学ぶ」環境の整備に努めます。

〔特別支援学校における特別支援教育とセンター的機能の充実〕

- ⑧ 特別支援学校においては、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」をもとに、児童生徒一人一人の教育的ニーズを明確にした指導及び関係機関と連携した進路選択を支援します。
- ⑨ 重複障がいのある児童生徒については、必要に応じて専門家の指導・助言を求めるなどにより、指導の充実を図ります。さらに、幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育を支援するため、各学校におけるセンター的機能の充実を図ります。
- ⑩ 特別支援学校に通学する障がいのある児童生徒等一人一人のニーズを考慮しながら、通学手段の在り方について検討していきます。



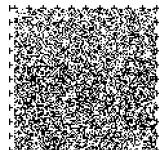
(3) 障がいのある生徒への職業教育・進路指導の充実

【現状と課題】

- ア 一般就労を希望してもなかなか就職に結びつかない現状があるため、作業学習を企業等と連携し、より実践的な内容に充実させていく必要があります。
- イ 職業教育や進路指導の充実及び一般就労を希望する生徒の就職実現につなげるため、高等部1年生の早期の段階から職場体験活動を行うとともに、事業主の障がい者雇用に対する理解促進を図るため、学校見学会を開催しました。
- ウ 障がいの程度にかかわらず、障がい特性による優れた能力を伸ばし、就労に結びつけることができるような支援体制が求められます。

《施策の方向》

- ① 生徒が社会の一員として主体的に活動し、自立し、社会参加するための基盤となる生きる力を培うことができるよう、作業学習に企業等と連携したより実践的な内容を取り入れ、福祉・労働機関等との連携の下、職業教育や進路指導の充実に努めます。



(4) 教員の特別支援教育に関する指導力の向上

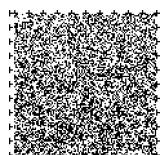
【現状と課題】

ア 県内すべての小・中学校の特別支援教育コーディネーターに対する研修や、養護教育センターにおける専門性の高い研修を行うなど、教員に対する特別支援教育に関する研修の充実を図っています。

イ 発達障がいを含む障がいのある児童生徒が小・中学校等の通常の学級で学んでいることから、小・中学校等の教員には、日々の授業において一人ひとりのニーズに合わせた学習指導の方法について更に研修する機会を設ける必要があります。

《施策の方向》

- ① 教員に特別支援教育に関する基礎・基本を身につけさせるため、幼稚園、小・中学校、高等学校における研修を支援します。
- ② 特別支援学校、特別支援学級、特別支援教育コーディネーター等の教員に、より専門的な研修を行い、指導力の向上を図ります。



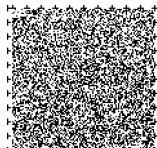
(5) 障がいのある子どもの放課後対策の推進

【現状と課題】

- ア 障がいのある子どもが放課後に身近な地域で利用できる社会資源の充足を望む声は大きいことから、福祉、教育等の関係機関の連携による取組みが求められています。
- イ 放課後の児童が集う場として、放課後子ども教室や放課後児童クラブが年々増加しています。今後も、共働き家庭の増加や子どもの交流のため、ますます需要が高まることが予想されることから、新設や保護者のニーズにあった運営を支援していく必要があります。また、障がいのある子どもの受け入れについて、対応できる児童指導員の資質向上等を支援していく必要があります。
- ウ 障がいのある児童生徒の放課後児童クラブへの受け入れについて、今後とも国庫補助、県単補助の事業を通して支援するとともに、引き続き、市町村事業の日中一時支援事業での対応と経過的児童デイサービスによる療育の提供を実施する必要があります。

《施策の方向》

- ① 障がいのある子どもを受け入れる放課後児童クラブに対して、指導員の配置に要する経費を助成することにより、子どもの健全育成や保護者の子育てと仕事の両立を支援します。
- ② 障がいのある子どもが利用できる放課後児童クラブの増加のため、対応できる児童指導員の資質向上等について支援します。
- ③ 放課後子どもプラン事業を充実させるため、市町村へ積極的に取り組むよう働きかけるとともに、関係者の資質の向上や運営体制づくり、人材確保等の支援を進めます。
- ④ 特別な支援を要する子どもたちに対する放課後子ども教室の充実を図ります。
- ⑤ 障がいのある児童生徒の放課後や夏休みなどの長期休業時における受け入れについては、放課後児童クラブへの支援を行い、受け入れを促進するとともに、市町村事業の日中一時支援事業での対応と経過的児童デイサービスによる療育の提供を促進します。



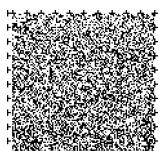
第3 障がい者の地域での生活支援

1 地域生活移行の促進・定着

(1) 地域への円滑な移行と安心できる生活への支援

【現状と課題】

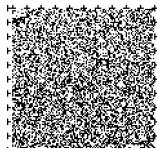
- ア 入所施設等利用者が地域で安心して生活できる支援体制を整備してきましたが、今後も、障がい者本人が暮らしたいと望む（自らの意思で選択・決定）地域において、入所施設と援護実施市町村等の連携により、地域社会の構成員として自分らしい生活が実現できるよう、なお一層の取組みを推進する必要があります。
- イ 障がい者の地域生活を支える障がい福祉サービスの利用者は増加しており、引き続き、地域のニーズや実情に応じたサービス提供体制の整備を推進する必要があります。
- ウ 障がい者のグループホーム・ケアホームの整備については、精神障がい者の退院や入所施設からの地域移行に伴い、年々利用者が増加するため、近年の整備量の伸びを維持拡大するとともに、障がい者に対する地域社会の理解促進を図る必要があります。
- エ 障がい者の地域生活移行を進める上で、生活の場、日中活動の場、収入の確保は重要であり、特に、所得の確保なくして障がい者が地域で安定した生活を送ることは困難であるため、年金などの社会保障制度の充実を国へ要望していく必要があります。
- オ 障がい者が地域において安心して生活できるよう、入居に関する支援や、緊急時に対応できるサポート体制の整備のほか、虐待の防止と早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助など、複合的なニーズにも対応できるようにすることが求められています。
- カ 障がい者の地域生活の定着を図っていくためには、地域社会の中での相互の理解や支え合い、啓発も大切であり、引き続き地域生活支援事業等の活用も図りながら、障がい者の生活について理解を深め、共生社会の理念の普及や地域におけるボランティアなどの支え合い活動の推進等にも努めていく必要があります。
- キ 地域の保健・医療・福祉・経済団体・輸送関係・行政等の関係機関で構成される地域自立支援協議会による地域生活の定着に向けた取組みが求められています。
- ク 地域生活の定着に向けた取組みについては、障がい者本人や関係機関等の意見を聴きながら、支援の在り方について検討する必要があります。
- ケ 罪を犯した高齢者や障がい者について、刑務所出所後、円滑に福祉サー



ビスヘとつなぐための仕組みがなく、早期に再犯に至るリスクが高いいため、地域生活の定着に向けた支援を検討する必要があります。

《施策の方向》

- ① 障がい者本人が暮らしたいと望む（自らの意思で選択・決定）地域において、地域社会の構成員として自分らしい生活が実現できるよう、なお一層の取組みを推進します。
- ② 障がい者の地域生活への移行促進・定着に向け、地域生活に関する入所施設関係職員の理解促進を図るとともに、地域での生活を希望する入所者に対して、すでに地域で生活をしている障がい者の体験などの情報提供を検討します。
- ③ 施設入所者等が安心して地域生活に移行できるよう、住居や社会復帰施設等での生活体験事業を実施する団体を支援します。
- ④ 障がい者の地域生活移行を促進するため、グループホーム・ケアホーム事業所の建物借上げに伴う敷金・礼金に対する助成を行います。
- ⑤ 市町村は、相談支援の実施主体として、相談支援事業所と連携し、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用の支援等を行うとともに、虐待の防止と早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が地域で自立した生活が営めるように支援します。
- ⑥ 地域自立支援協議会を中心とした中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を促進します。
- ⑦ 県自立支援協議会地域生活支援部会を活用して、地域自立支援協議会による施設入所者の地域生活への移行及び定着に対する取組みを支援します。
- ⑧ 罪を犯した高齢者や障がい者の地域生活の定着について、必要な支援の在り方について検討します。



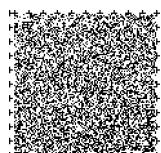
(2) 退院可能な精神障がい者の地域生活移行の促進

【現状と課題】

- ア 地域を拠点とする共生社会の実現に向けて、入院医療中心から地域生活中心へという基本的な考え方の下、精神障がい者への社会的偏見をなくし、地域生活を支える支援を充実させる必要があります。
- イ 長期間入院している精神障がい者には、院外生活に対するあきらめや不安等があります。また、その家族は、精神障がい者の帰宅について強い不安を抱くことが少なくありません。本人へ地域生活移行に対する希望や自信を付けていただくとともに、家族が安心できる対策が必要です。
- ウ 退院可能な精神障がい者の地域生活への移行を促進するためには、長期入院者に対する各精神科病院の退院を支援する取組みの強化が必要です。
- エ 精神障がい者用の住居が極めて不足していることから、今後、受け入れ可能な住居を十分に増やしていく必要があります。
- オ 精神障がい者の地域生活移行を継続するためには、退院後の生活となる地域で、対象者に身近な市町村、精神科病院、福祉施設、保健福祉事務所等の関係機関が連携して生活定着に向けた支援を行うことが必要です。
- カ 市町村、精神科病院、サービス提供事業者等との協力体制を構築し、精神障がい者が地域において利用できる在宅サービス等を確保することが必要です。

《施策の方向》

- ① 地域移行推進員や地域体制整備コーディネーターを配置し、対象者への直接支援や必要な社会資源の確保等を行います。
- ② 受入条件が整えば退院可能な長期入院者を対象に、自立訓練等により自立力を高め退院を促進するとともに、地域生活移行圏域連絡会や各地域自立支援協議会において、関係機関の連携の下、地域生活の定着を図ります。
- ③ 精神科病院の長期入院者の退院を促進するため、県立医科大学との連携を図りながら、長期入院者に対する各精神科病院の退院を支援する取組みを強化するための支援を行います。
- ④ 精神障がい者の地域生活への移行促進及び定着を図るため、精神障がいに対する地域住民の理解を促進し、精神障がい者が利用できる相談支援事業所やグループホーム及びケアホーム、自立訓練等の日中活動系サービス、訪問系サービス等の提供体制の整備を進めます。また、必要な住まいの場として、公営住宅や民間住宅（貸家）確保の方策を検討します。



2 生活を支えるサービスの充実

(1) 障がい福祉サービスの充実

【現状と課題】

- ア 障害者自立支援法の施行により、精神障がいを含めた3障がいの福祉サービスの一元化、利用者本位のサービス体系への再編が行われました。今後とも、障がい者本人のニーズに沿った支援ができるよう、サービス提供体制の計画的な整備、サービスの利用促進を進める必要があります。
- イ 障がい福祉サービスについては、地域により偏在が見られるため、障がい保健福祉圏域ごとのサービス提供基盤の整備を進める必要があります。
- ウ 障がい福祉サービスの充実とともに、障がい者の居場所対策や余暇活動支援など、地域交流拠点としての機能を持つ地域活動支援センターの整備を促進する必要があります。

《施策の方向》

〔訪問系サービス〕

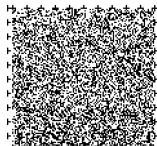
- ① 障がい者の自立支援や介護する家族の負担軽減を図る観点から、居宅介護に加え、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援などのサービスが身近な地域で適切に利用できるよう、サービス提供体制の整備や利用を促進します。
- ② 重度障がい者が夜間を含めて必要なときにサービスが利用できるよう、24時間対応できる事業所の確保に努めるほか、精神障がい者へのサービス提供基盤の整備を促進します。

〔日中活動系サービス〕

- ③ 身近な地域で多様なニーズに対応し、必要な日中活動サービスを確保するため、多機能型による事業実施等によりサービス提供体制の整備を促進します。
- ④ 特に、児童デイサービス及び短期入所サービスの提供体制の整備を促進します。

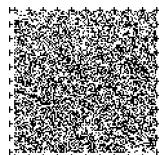
〔居住系サービス〕

- ⑤ グループホーム・ケアホームは、障がい者の居住の場として重要な役割を果たしており、施設等から地域生活への移行に伴う利用者の増加にも対応できるよう、地域住民の理解促進と立地条件等にも配慮した設置の促進を図るとともに、施設入所者等のグループホーム等の体験利用を促進します。
- ⑥ 入所支援施設については、引き続き、新たな施設の整備や定員の増は原則として行わないこととし、旧法施設の新体系への移行を促進します。
- ⑦ 既存施設の利用環境の改善や老朽施設の計画的な改修等を促進し、快適な利用環境の確保に努めます。



[その他のサービス]

- ⑧ 障がい者の職業、その他日常生活の能率向上や福祉の増進を図るため、補装具の交付・修理や日常生活用具の給付・貸与を促進します。
- ⑨ 障がいに関する様々なサービスの提供を適正に受けられるよう、各障がい者手帳や、医療受給者証の普及と取得の支援に努めます。
- ⑩ 精神又は身体に障がいのある児童を監護又は養育している方に特別児童扶養手当を支給するとともに、重度障がい者に対する特別障害者手当等の給付を行います。また、心身障がい者の生活の安定を図るため、「心身障害者扶養共済制度」の円滑な運営に努めます。



(2) 地域リハビリテーションの推進

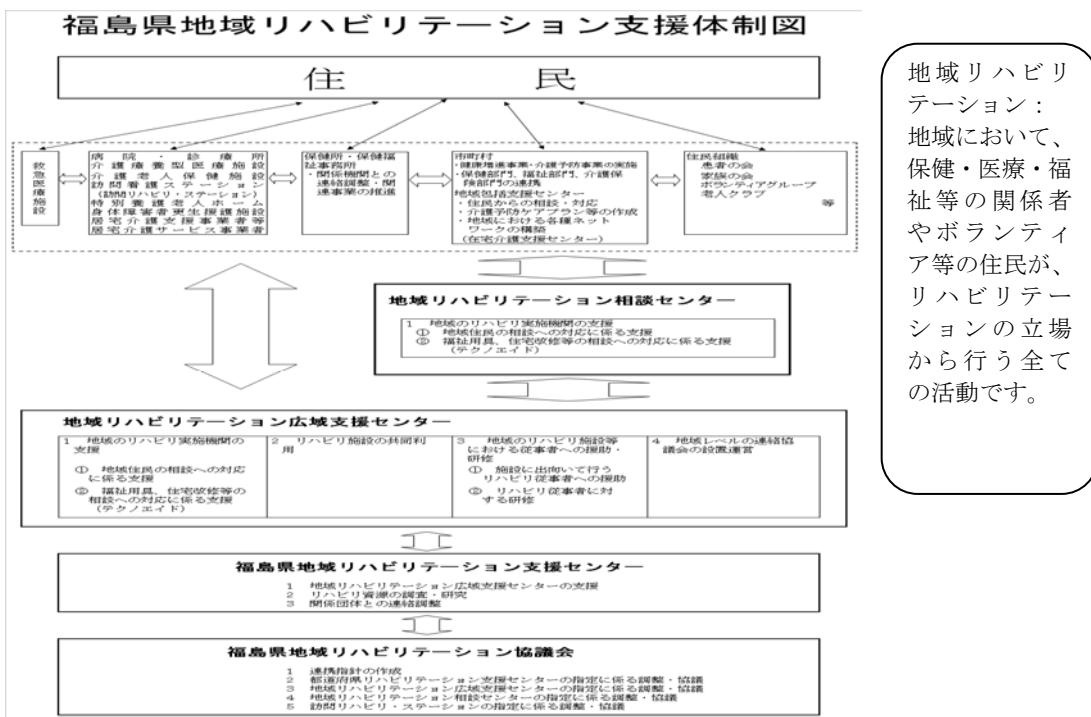
【現状と課題】

ア リハビリテーションは、医療保険、介護保険、市町村事業等により様々な形態で実施されていますが、高齢者や障がい者が家庭や地域社会において自立した生活を送るためには、地域の中で様々な状況に応じたリハビリテーションが適切に実施される必要があり、地域において保健・医療・福祉等の関係者やボランティア等の住民が行う全ての活動を「地域リハビリテーション」といいます。

イ 本県では、「福島県地域リハビリテーション連携指針2009」(以下「連携指針」という。)に基づき、平成20年5月1日現在、福島県地域リハビリテーション支援センター(以下「県支援センター」という。)を1か所と、各保健福祉圏域内に地域リハビリテーション広域支援センター(以下「広域支援センター」という。)8か所を指定しているほか、広域支援センターの協力機関として相談支援活動を担う地域リハビリテーション相談センター(以下「相談センター」という。)を指定し、地域リハビリテーション支援体制の充実に取り組んでいます。

《施策の方向》

① 本県の地域リハビリテーション支援体制は、連携指針に沿って整備されたことから、この体制を維持・活用して関係機関相互の連携を強化し、地域における障がい者等の様々な状況に応じたリハビリテーションの実施を支援していきます。



(3) サービスの質の確保

【現状と課題】

ア 利用者の権利擁護やサービスの質の向上を図る観点から、サービス提供事業者自らによるサービスの点検・評価を促進する必要があります。

イ 相談の中には虐待等の事案があることから、関係機関との連携を強化し、素早い対応に努めるとともに、県広報を活用した啓発を継続していく必要があります。

《施策の方向》

- ① 施設職員等支援関係者に対しては、研修等により職業倫理の高揚を図ります。
- ② 障がい福祉サービスの質の確保及び自立支援給付の適正化を図るため、事業者に対して指導監査を行います。
- ③ 県運営適正化委員会への相談内容は多様化しているため、関係機関との連携をさらに強化するとともに、公平中立な第三者評価の有効性を広く周知し、利用促進を図ります。
- ④ 利用者のニーズに応じたきめ細やかなサービスを提供するため、個別支援計画に基づくサービス提供の徹底を図ります。
- ⑤ 苦情解決制度の普及啓発を促進するとともに、虐待等を始め多様化する相談内容に対応するため、事業所における第三者委員の設置促進と職員の資質の向上を図るなど苦情処理体制の強化に努めます。
- ⑥ 適切な第三者評価が行われるよう、調査者養成研修及び継続研修の実施により、第三者評価の体制整備を促進します。
- ⑦ 福祉サービスの質の向上を図るため、第三者評価の受審を促進するとともに、サービス利用者が適切なサービスを選択できるよう評価結果の効果的な公表に努めます。

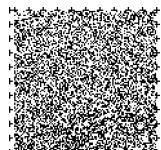
苦情解決制度、第三者委員：

「苦情解決制度は、福祉サービス利用者の利益を保護し、権利を擁護するため、支援の内容に関する苦情や利用契約の締結、履行又は解除に関する苦情に対する解決の仕組みとして、平成12年6月の「社会福祉法」施行に伴い設けられた制度です。

苦情処理体制として、施設関係者から「苦情解決責任者」や「苦情受付担当者」を選任するとともに、苦情解決に社会性や客観性を保ち、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するための外部の「第三者委員」を置き、苦情処理に当たります。

第三者評価：

事業者によるサービスの課題把握と質の向上、利用者のサービス選択に資するため、第三者機関による客観的な評価を行うものです。



3 保健医療体制の充実

(1) 障がい者の医療体制の充実

【現状と課題】

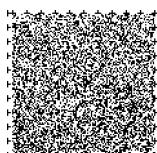
- ア 保健・医療・福祉の分野が有機的に連携し、障がいの原因となる疾病等を早期に発見して適切な治療を行い、障がいの除去や軽減を図るとともに、障がい者が安心して治療を受けられるよう、引き続き経済的負担の軽減を図る必要があります。
- イ 脳性麻痺や言語障がい等により、受診の際などにおいて医療従事者とのコミュニケーションが難しい障がい者もいるため、障がい特性を理解した対応が求められています。
- ウ 障がい者の医療費負担軽減を図るため、国の動向等を踏まえ、更生医療費の給付や、重度心身障がい者医療費補助事業を実施していく必要があります。

《施策の方向》

- ① 住み慣れた家や地域での療養を支援するため、地域連携クリティカルパスの構築や医療と福祉を含めた地域での連携などにより、在宅医療の推進を図ります。
- ② 生活習慣病予防の基本的な考え方を普及するとともに、医療保険者による特定健診・保健指導の着実な実施に重点を置いた対策を推進します。
- ③ 「健康ふくしま 21 計画」を推進するため、「健康ふくしま 21 推進協議会」及び「うつくしま県民健康大会」を開催します。
- ④ 障がいの除去・軽減のための更生医療費の給付助成や、医療費負担の軽減を図ります。
- ⑤ 障がいに応じた治療や人間ドック等の専門的医療を受診しやすくするため、障がいの特性を踏まえた対応の普及啓発に努めます。
- ⑥ 障がい者に対する歯科相談、訪問歯科保健指導の実施や、県総合療育センターにおける歯科診療を実施します。

地域連携クリティカルパス：

地域において、患者が受ける診療段階に応じて診療を受ける医療機関の流れを示した、診療するすべての医療機関等が共有する病院ごとの治療計画です。



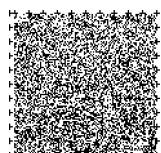
(2) 精神保健医療福祉の充実

【現状と課題】

- ア 現下の経済情勢の悪化等から、ますます心の健康や自殺対策は重要となっており、心の健康や精神疾患に関する正しい知識や対応についての普及啓発や、関係機関との連携による相談窓口の充実、人材育成等を図つていく必要があります。
- イ 精神障がい者が安心して地域で生活できるよう精神科救急医療体制を整備することが求められています。
- ウ 精神障がい者が病状に応じた適切な医療を継続して受けられるよう、医療対策の推進が重要です。
- エ 南会津圏域の精神科医療機関・精神科医師が不足している状況にあることから、今後の精神医療の在り方を検討する必要があります。
- オ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った精神障がい者に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進するための指定入院医療機関が県内にないことから、その整備が求められています。

《施策の方向》

- ① 関係機関との連携のもと、心の健康や精神疾患に関する相談支援体制や普及啓発についての充実強化を図るとともに、うつ病の早期発見・早期治療による自殺予防対策を進めます。
- ② 精神障がい者が地域で生活するためには、地域での精神医療の確保は不可欠ですが、南会津圏域においては、精神科の常勤医師がいないことから、南会津障がい保健福祉圏域における精神医療の確保についての方策を検討します。
- ③ 精神障がい者の緊急時における適切な医療及び保護の機会を確保する精神科救急医療システムの体制を一層強化するため、精神科救急情報センターの在り方について検討するとともに、治療が必要であるにもかかわらず、病識がないため、入院治療に結び付けられない患者の治療の機会確保に努めます。
- ④ 医療機関での受診者に対する医療費負担の軽減を図るため、自立支援医療（精神通院医療）の制度利用を推進します。
- ⑤ 心神喪失等医療観察法に基づく指定入院医療機関の整備に向けた検討を行うとともに、対象者の社会復帰に向けた支援強化に努めます。



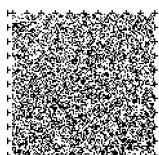
(3) 難病対策の推進

【現状と課題】

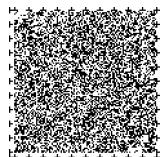
- ア 特定疾患治療研究事業では、原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる「難病」のうち、特に症状が重く治療が困難で、生活面で長期にわたり支障を来す疾患について、その医療費を助成し、患者の自己負担の軽減を図っています。
- イ 特定疾患治療研究事業対象者は増加を続けており、平成20年度末現在、本県の対象者は45疾患で約10,700人となっています。なお、平成21年10月からは、新たに11疾患が対象に追加され、計56疾患が事業の対象となっています。
- ウ 日常生活に支障がある難病患者に対し、地域における医療体制の充実や保健福祉事務所を中心とした関係機関の連携による支援体制の整備を図るとともに、ホームヘルパーの派遣などによる在宅での生活を支援する必要があります。
- エ 難病患者や家族等が療養や日常生活上の悩みや不安を安心して相談ができるように、県難病相談支援センターの機能充実と利用促進を図る必要があります。
- オ 患者同士が悩みを分かち合い、支え合う支援も求められていることから、患者会が県難病相談支援センターの活動に参加して相談を充実していく必要があります。

《施策の方向》

- ① 特定疾患は経過が慢性にわたる疾患で、日常生活に困難を来すとともに、経済的にも大きな負担となっていることから、特定疾患患者の医療費の自己負担の軽減を図ります。
- ② 難病患者や家族の療養及び日常生活上の悩みと不安の軽減を図るため、病気に関する相談や各種情報の提供、患者家族会の支援などを行う県難病相談支援センターの利用を促進し、センター機能の充実を図ります。
- ③ 入院が必要となった重症難病患者の適時・適切な入院施設の確保等ができるよう、医療機関や福祉施設等の連携による難病医療体制の充実を図ります。
- ④ 難病患者等の療養上の不安解消を図るとともに、きめ細かな支援が必要な要支援難病患者に対する適切な在宅療養支援が行われるよう、保健福祉事務所を中心として、地域の医療機関、市町村、患者家族会等の関係機関との連携の下に、訪問・電話等による相談指導、医療相談、訪問診療、ボランティア育成等を実施し、難病在宅療養者支援体制の充実を図ります。



⑤ 難病患者等の生活の質の向上を図り、居宅における療養生活を支援するため、市町村における取組みを促進します。



第4 就労の促進

1 一般就労の促進

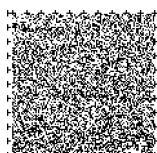
(1) 雇用の促進

【現状と課題】

- ア 県内民間企業における障がい者雇用率は平成18年以降3年連続で上昇し、平成21年6月1日現在1.56%となっておりますが、全国平均の1.63%を下回っており、また、半数を超える企業が法定雇用率を達成していない状況にあり、引き続き求人開拓、職域開拓等を積極的に行い、雇用の場の確保を図る必要があります。
- イ 障害者雇用促進法が改正され、中小企業における障がい者雇用の促進や短時間労働に対応した雇用率制度の見直しが行われたことから、障がい者の雇用に対する企業の理解をさらに促進する必要があります。
- ウ 経済環境が変化し、障がい者を取り巻く雇用環境が厳しさを増している中、就業中の障がい者の雇用の定着や、離職者に対する再就職支援が重要となってきています。

《施策の方向》

- ① 法定雇用率達成のため、事業主に対し制度を周知するとともに、各種助成金制度の普及を促進し、関係機関と連携して障がい者の雇用を促進します。
- ② 障害者雇用支援月間に、関係団体等と共同し、街頭キャンペーン、優良事業所や優秀勤労障害者に対する表彰を実施する等、障がい者雇用に関する普及・啓発活動を推進します。
- ③ 障がい者の働きやすい職場環境の実現のため、段差解消やみんなのトイレ等の設備改造などについて、事業主の理解を促進します。
- ④ 障がい者を試行的に雇用し、常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図る「トライアル雇用」制度の周知に努めます。
- ⑤ 障がい者の職場での適応を容易にするため、障害者職業センター等における障がい者の就職先への職場適応援助者（ジョブコーチ）の派遣事業の周知に努めます。
- ⑥ 多様な就労形態に対応できるよう、各公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所と連携して、在宅就労や短時間勤務などが可能な事業所の開拓を行います。
- ⑦ 雇用問題について社会一般の理解と関心を高め、障がい者の雇用を促進するため、県内の公共職業安定所が実施する企業と障がい者の合同面接会の開催に協力します。
- ⑧ 障がい者技能競技大会の開催を通じて、障がい者本人が技能労働者として社会に参加する誇りと自信を得るとともに、障がい者に対する社会の理解と認識を深めること

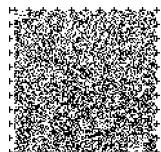


により、障がい者の雇用の促進と地位の向上に努めます。

- ⑨ 障がい者の雇用を促進するため、県機関の物品調達において、引き続き障がい者雇用推進企業等からの物品調達優遇制度の適切な運用を図ります。
- ⑩ より多くの人が公務員・教員等の採用試験を受けられるよう、視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する職域の開拓や支援の実施方法の在り方等を検討します。なお、試験の実施方法については、引き続き受験者の申し出により、可能な範囲において個別具体的な対応をしていくこととします。
- ⑪ 身体障がい者を対象とした職員の採用を引き続き実施します。

みんなのトイレ：

車いす使用者や介助者を必要とする方も利用できるよう十分な広さが確保され、乳幼児の利用できるベッドやいすなどの設備も配置されるなど、だれでも利用しやすいよう配慮されたトイレを「みんなのトイレ」と呼んでいます。



(2) 就労支援の充実

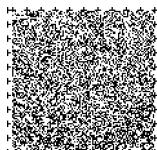
【現状と課題】

ア 障がい者がその能力と適性に応じて可能な限り仕事に就くことができ
るよう、障がい者に対する就労支援体制の整備や職業訓練の実施など、
職業能力開発の機会の拡大を図ること等により、障がい者の職業的自立
を進める必要があります。

イ 障がい者の就労支援に係る様々な課題へ対処するためには、雇用・福
祉・教育の各分野間の連携を図ることが重要です。

《施策の方向》

- ① 障がい者の職業的自立を図るため、労働局と連携し「障害者就業・生活支援センター」を設置し、職場生活と日常生活の両面からの支援を行います。
- ② 公共職業安定所（ハローワーク）との連携のもと、障害者就業・生活支援センターによる就労の相談支援や、就労移行支援事業所の就労訓練、特別支援学校の職場実習
や職業選択の支援等により、障がい者の就労を支援します。
- ③ 障がい者の就労支援に関する様々な課題へ対応するため、教育関係の「就労連絡協
議会（総称）」や福祉関係の地域自立支援協議会及び県自立支援協議会就労支援部会な
ど、雇用・福祉・教育の各関係機関の連携による支援を行います。
- ④ 精神障がい者が一定期間協力事業所に通い、適切な人間関係、仕事に対する持久力、
環境への適応能力等を養い、円滑な社会復帰ができるよう支援を行います。
- ⑤ テクノアカデミーにおいて訓練可能な障がい者に対する職業訓練に努めるとともに
民間教育訓練機関やNPO等の協力を得ながら、障がい者の能力、適性及び地域の障
がい者雇用に関するニーズに対応した委託訓練を実施するなど職業能力の開発に努め
ます。
- ⑥ 障がい者が作業環境に適応し円滑に就労移行できるよう、企業の実際の作業に対応
した訓練を行う職場適応訓練の充実に努めます。
- ⑦ ホームヘルパーの資格取得を希望する知的障がい者、精神障がい者及び発達障がい
者を対象に、ホームヘルパー2級養成研修事業を実施するとともに、修了者の就労促
進を図ります。
- ⑧ 発達障がい者の就労支援については、その特性に応じた就労支援を行っていく必要
があることから、発達障がい者支援センターに就労支援員を配置し、障害者就業・生
活支援センターや就労移行支援事業所等と連携を図り、必要な支援を行います。



2 福祉的就労の充実

(1) 福祉的就労の促進

【現状と課題】

- ア 障害者自立支援法の施行により、就労支援の抜本的な強化が図られ、就労移行支援事業や就労継続支援など、就労支援の目的等がより明確に位置付けられ、福祉的就労の場は、障がい者の生き甲斐や自己実現を果たす重要な場となっています。
- イ 障がい者の適性や能力に応じた就労訓練が身近な地域で受けられるよう、就労継続支援事業所等の福祉的就労の場に対する整備や経営基盤の強化を図る必要があります。
- ウ 工賃の向上や、福祉的就労から一般就労への移行を促進するためには、就労支援事業所等において担い手となる人材の育成及び資質の向上が重要です。
- エ 農業分野においては、人口減少や高齢化の進展に伴う担い手不足、耕作放棄地の増加等が問題となっており、その問題の解消や農作物の生産力の向上を図るために多様な経営主体の新規参入が可能となってきたことから、障がい者の就労の場としても注目されています。

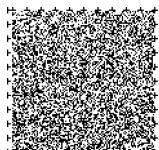
《施策の方向》

- ① 身近な地域で福祉的就労や一般就労に向けた訓練ができるよう、就労継続支援事業所等の計画的整備を図ります。
- ② 小規模作業所や地域活動支援センターの就労継続支援事業所等への移行を促進します。
- ③ 労働局や障害者職業センター等と連携を図りながら、就労支援事業所等の就労支援員の専門性の向上や職業指導員の資質の向上を図ります。
- ④ 障がい者の福祉的就労の充実を図るため、就労継続支援事業所等を運営する法人の農業分野への参入に関する支援方策を検討します。

福祉的就労：

障がい福祉サービス事業所等において、日中活動サービスの訓練等として行われる生産活動や作業活動を「福祉的就労」と呼んでいますが、最低賃金法等の適用もなく、雇用契約に基づく一般的な就労とは異なります（ただし、就労継続支援A型事業所を除く）。

なお、活動によって生産した製品の販売や役務の提供などにより得られた収入は、工賃として福祉サービス利用者に分配されます。



(2) 工賃向上の支援

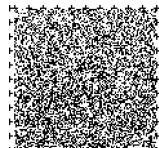
【現状と課題】

ア 県では、就労継続支援事業所等における工賃水準の向上を具体的に推進するため、平成20年3月に福島県障がい者工賃向上プランを策定し、各事業所の主体的な取組みを支援しています。

イ 就労継続支援事業所等の利用者の工賃の向上を図るために官公需を含めた受注機会の拡大を図るとともに、事業所共同による製品開発や受注の仕組みづくりを検討していく必要があります。

《施策の方向》

- ① 障がい者の生きがいや自己実現を図る観点から、県障がい者工賃向上プランに基づき、工賃水準の向上に取り組みます。
- ② 障がい者の工賃を向上させるため、県自ら障がい者授産施設等への優先発注に努めるとともに、市町村等に対する働き掛けを行います。
- ③ 就労支援事業所等で働く障がい者の工賃向上を図るため、事業所における経営の改善や事業所職員の意識改革に係る取組みを支援します。
- ④ 福島県授産事業振興会と連携し、事業所における新製品の開発や販路開拓、共同受注の仕組み作り等の支援を強化します。



第5 社会参加の促進

1 社会参加活動の充実

(1) 障がい者の社会への参画促進

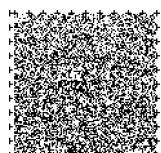
【現状と課題】

ア 福島県障がい者社会参加推進センター等において、社会参加生活訓練事業や社会参加奉仕員養成・派遣事業などの各種生活訓練を実施していますが、障がい者の社会参加をさらに促進していくため、市町村との連携を考慮した対応を検討する必要があります。

イ 障がい者施策等への障がい者の意見を反映させるため、審議会等への障がい者本人や家族の参画を図っていくとともに、障がい者の社会参加の在り方について、今後、検討する必要があります。

《施策の方向》

- ① 地域における自立生活と社会参加を推進するため、障がい者全体を対象に、様々な社会参加促進施策を行う県障がい者社会参加推進センターによる支援を行います。
- ② 障がい者施策を始めとする各種施策への障がい者本人の意見を反映させるため、審議会等委員などへの障がい者本人や家族の参画を促進します。



(2) 障がい者本人及び家族同士、地域との交流促進

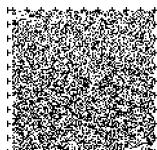
【現状と課題】

ア 新体系移行後の旧小規模作業所の運営等に関して、今までのプラス面であった地域との交流等が途絶えないようフォローアップをしていく必要があります。

イ 地域の中で自立した生活を送るためには、地域住民との関わりがますます重要になっており、障がい者の社会参加の在り方について、総合的に検討する必要があります。

《施策の方向》

- ① 障がい者同士あるいは家族同士の相互理解を推進するため、地域における様々な障がい者団体等の交流活動を促進します。
- ② 障がい者が地域の一員として生活していくために、地域の行事等への障がい者の積極的な参加を促進します。また、その一助として、県の公共施設使用料の免除制度の普及に努めるとともに、県内市町村における使用料減免公共施設の情報収集・周知を図ります。
- ③ 社会福祉施設等で催される運動会、文化祭、お祭りなどの行事への地域住民の参加や、施設利用者の地域行事への積極的な参加など地域交流を促進します。
- ④ 社会福祉施設等におけるスポーツや趣味・教養等の活動施設を地域住民に開放することにより、地域との交流を促進します。



(3) 各種生活訓練の充実

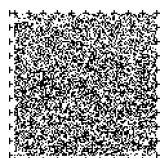
【現状と課題】

ア 障がい者が地域で自立した生活を送るためには、その障がいに応じた生活訓練、社会適応訓練等が必要なことから、地域リハビリテーションの観点を考慮した対応が求められています。

イ 障がい者や介護者の負担を軽減する上で、福祉機器は重要な役割を果たしており、社会環境の変化、技術進歩等により新たな福祉機器への要望が生じていることから、障がい者総合福祉センターにおける福祉用具展示コーナーの在り方を検討する必要があります。

《施策の方向》

- ① 障がい者の生活訓練については、市町村及び関係団体との連携を図りながら、地域の実情に応じた各種生活訓練事業の実施に取り組みます。
- ② 障がい者が福祉機器等を適切に利用できるよう、情報提供活動等の充実に努めます。



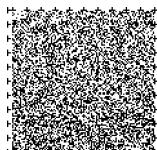
(4) 外出支援対策の促進

【現状と課題】

- ア 障がい者の社会参加を促進し、地域生活における質の向上を図る観点から、障がい者の移動の保障は大変重要な課題となっております。
- イ 障がいのある人の外出支援については、家族に対する支援や社会参加を促進する観点から、通所等を含め、障がいのある人が容易に交通へアクセスできるよう、地域の社会資源を調査し、関係機関の連携した取組みを検討する必要があります。
- ウ 車いすでも乗れるノンステップバス等については、台数が少なく、路線が毎日変更されることもあり、障がい者にとってバスの利用は難しい現状があります。
- エ 一人では公共交通機関を利用することが困難な障がい者から、安価に利用できるドア・ツー・ドアの個別輸送サービスの提供が求められています。

《施策の方向》

- ① 公共交通機関間の乗り継ぎの円滑化等については、関係機関との連携を図りながら対応します。
- ② 障がい者の外出を支援するため、市町村と連携して、移動支援、移動介護事業等のサービスの普及を促進するとともに、従事者の養成と資質の向上を図ります。
- ③ 身体障がい者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の同伴・受入れについて、公共施設や交通機関を始め、飲食店やスーパー、ホテルなどの各事業者への周知と理解促進を行うとともに、利用者のニーズに応じた補助犬の育成・貸与を図ります。
- ④ 障がい者の移動手段の確保については、県及び地域自立支援協議会が中心となって、地域の社会資源の有効活用のための方策を検討します。
- ⑤ 公共交通機関の運賃や有料道路通行料金の減免制度の普及に努めます。



2 コミュニケーション支援の充実

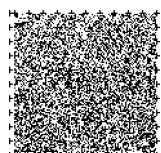
(1) コミュニケーション支援従事者の養成確保・派遣

【現状と課題】

- ア 各障がい関係団体を通じて、聴覚障がい者等の意思伝達の手段を確保するため、市町村、教育、公的機関等へ手話通訳者、要約筆記奉仕員等の派遣を行っています。
- イ 視覚障がい者への情報提供の充実を図るため、点訳・朗読奉仕員を養成し、点字図書館の点字、録音図書の充実を図りました。

《施策の方向》

- ① 障がい特性に応じたコミュニケーションの支援を行い、障がい者の活動を支援するため、手話通訳者・奉仕員、要約筆記奉仕員、盲ろう者通訳・介助員等の養成を促進するとともに、コミュニケーション支援従事者を指導する人材の育成に努めます。
- ② 障がい者の活動を支援するため、障がい者社会参加推進センターの実施する手話通訳者、要約筆記奉仕員等の派遣を促進します。
- ③ 視覚障がい者へ点字、録音図書等による情報を提供するため、点訳・朗読奉仕員の養成を行います。
- ④ 視覚、聴覚、言語発声機能に障がいのある人のコミュニケーションを支援するため、障がい者パソコン教室の開催や、在宅障がい者へのパソコンボランティアの派遣等により、パソコン操作等の習得を支援します。



(2) 障がい特性に応じた情報提供の充実

【現状と課題】

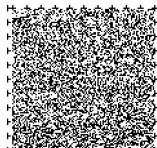
ア 情報伝達手段の高度化により、多くの情報があふれており、今後は情報を一方的に提供するだけではなく、情報を利用する障がい者の立場に立った事業を展開し、利用者のニーズを重視したより分かりやすく使いやすいホームページ等の運用が求められています。

イ 障がい者が迅速、正確に必要な情報を獲得できるよう、国からの情報や本県が提供する情報をいち早くホームページにアップするとともに、レイアウトや掲載文字の拡大や色の設定等見やすくするための配慮を行いました。

ウ 県点字図書館における点訳刊行物等の貸出数は年々増加しておりますが、今後も視覚障がい者のニーズに応えた製作タイトルの充実を図るとともに、点字図書館の利用登録者を増やしていく必要があります。

《施策の方向》

- ① 聴覚障がい者情報提供施設の整備については、社会経済情勢等を考慮しながら、関係団体との話し合いを継続していきます。
- ② 点字図書館については、指定管理団体との連携を図りながら、点字・録音図書などによる情報提供を行い、利用者へのサービス向上を図ります。
- ③ 利用者のニーズを重視したより分かりやすく使いやすいホームページを提供するとともに、メールマガジンや動画配信など新たな広報手法や他の広報媒体との連携を含めた電子媒体の調査・検討を行います。
- ④ 点字広報ふくしまの発行や同時手話通訳による県政広報テレビ番組を放映するなど、視覚・聴覚障がい者等に対する県政情報提供の充実を図ります。
- ⑤ 障がい者に分かりやすく使いやすいホームページの作成を行うとともに、視覚障がい者が利用しやすいよう音声読み上げ（S P）コードの普及を推進します。
- ⑥ 県議会の情報について、新聞広報の内容をCD等に録音して視覚障がい者等に配付するとともに、テレビ広報では全編に手話やテロップの取入れ、インターネットのホームページでは、音声読み上げソフトの導入、印刷物には、音声読み上げ（S P）コードを導入するなど、多くの人に分かりやすく広報します。
- ⑦ 「封筒や名刺、ネームプレート等に関するガイドライン」の周知を図るとともに、誰もが分かりやすい行政文書の作成に努めます。



3 文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進

(1) 障がい者のスポーツ活動の推進

【現状と課題】

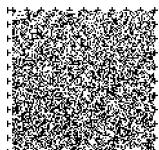
ア 障がい者スポーツの普及・振興を図るため、引き続き障がい者スポーツ指導員の養成に努めるとともに、福島県障害者スポーツ指導者協議会を通じて、指導員の資質向上と相互の連携強化を図る必要があります。

イ 総合型地域スポーツクラブの設立促進を図るとともに、設立後の住民主体の自立したクラブ運営支援の中に、障がい者が活動しやすいプログラムづくりを提案するなど、「だれもがだれとでもスポーツに親しむことができる」環境づくりに努めていく必要があります。

ウ 障がい種別を越えた交流を図るとともに、全国大会で優秀な成績を収められるよう、福島県障がい者総合体育大会を充実させていく必要があります。

《施策の方向》

- ① 障がい者スポーツの推進のため、福島県障がい者スポーツ協会の活動を充実させるとともに、障がい者も楽しめるスポーツを普及するため、スポーツ教室等を開催します。また、講習会等の開催により障がい者スポーツ指導員の養成に努めるとともに、障害者スポーツ指導者協議会の活動を支援することにより、指導員の資質向上と相互の連携を強化します。
- ② 各障がい者スポーツ競技団体の実施する競技会等の活動を支援するとともに、誰もが生涯を通して、スポーツに親しむことができる住民主体の総合型地域スポーツクラブの設立・育成・定着の促進など、障がい者がさらに活動しやすい環境を整備することにより、活動機会の確保に努めます。
- ③ 福島県障がい者総合体育大会を開催し、身体、知的、精神の各障がい種別を越えた交流を図るとともに、全国大会へ選手を派遣します。また、福島県障がい者スポーツ協会において東北・北海道ブロック予選や全国大会（競技別）、国際大会参加選手への支援を行います。



(2) 文化・レクリエーション活動の促進

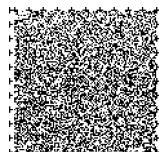
【現状と課題】

ア 障がい者の文化活動等は本人にとって生活を豊かにするとともに、県民にとって障がいや障がい者に対する理解と認識を深める機会となるため、今後、関係団体等との連携を図りながら、障がい者の文化活動の充実を図るための対応等を検討する必要があります。

イ 障がい者が気軽に楽しめるレクリエーション活動の普及に努めるとともに、交流機会の確保に引き続き努める必要があります。

《施策の方向》

- ① 事業所や関係団体等との連携を図り、障がい者が行う文化活動の取組みを促進します。
- ② 障がい者等の芸術活動を促進するため、公共施設等のギャラリーの活用等により、地域での発表機会の確保に努めます。
- ③ レクリエーション教室の開催など、障がい者が気軽に楽しめるレクリエーション活動の普及に努めます。また、障がい種別を越えた交流機会の確保に努めます。
- ④ 障がい者が快適に旅行を楽しめるよう、バリアフリー対応の観光施設、資源等の情報収集を行い、県内外に向けた情報発信等を行うとともに、観光ガイドに対するバリアフリー理念の普及を図ります。



第6 ともに支え合う社会づくり

1 理解促進と権利擁護

(1) 啓発、広報活動の推進

【現状と課題】

ア 「平成21年度障害を理由とする差別等に関する意識調査（内閣府）」によれば、日本の社会には、障がいを理由とする差別等があると認識している人の割合は、依然として、男女及び各世代を通じて8～9割となっていることから、引き続き差別等の防止へ向けた対応が必要です。

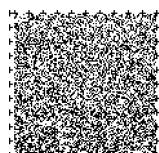
イ 障がい及び障がい者に対する正しい理解促進については、総合的な観点をもった普及啓発等の在り方を検討する必要があります。

ウ 精神障がい者の地域生活移行に向け、地域住民に対する理解促進を図る必要があります。

《施策の方向》

- ① 障がいのある人もない人も、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らせるよう、県、市町村、関係団体等が一丸となって県民に対する普及啓発に努めます。
- ② 障がい及び障がい者に対する正しい理解促進を図るため、「障害者週間」や「世界自閉症啓発デー」などを機会に、各種メディアの利用による啓発活動を推進します。
- ③ 文化祭、スポーツ大会、各種大会など、障がいのある人とない人が触れあう機会としての各種イベントの開催や、障がい者団体が行う啓発活動を支援して、県民に対する障がい及び障がい者に対する正しい理解を推進します。
- ④ 地域住民に対する精神保健福祉に関する知識の普及と理解を促進するとともに、地域精神保健福祉に関する関係機関及び団体との協力事業を実施します。
- ⑤ 人の多様性を認め、一人ひとりが尊重される社会を実現するため、何気なく使用されている行政用語のうち、障がい者に対する差別・偏見を助長するおそれのあるものについては見直しを行います。

なお、障害の「害」という漢字の表記については、差別・偏見を助長するという考え方があるため、法律や国の機関名、事業名など固有のものを除き、「障がい」「障がい者」という表記を推進します。



(2) 障がい者の権利擁護の推進と虐待防止

【現状と課題】

ア 障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が検討されているため、国の動向を考慮しながら、障がい者に対する合理的配慮や権利擁護、虐待防止などに適切に対応していく必要があります。

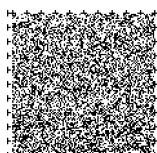
イ 障がい者等が地域等で安心した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業（あんしんサポート）の利用促進を図るとともに、多様化したニーズに対応するため、関係機関との連携を強化していく必要があります。

《施策の方向》

- ① 障害者権利条約の批准に向けた国の動向を考慮しながら、障がい者に対する合理的配慮や権利擁護、虐待防止などに適切に対応していきます。
- ② 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）の普及啓発を図るとともに、支援対象者の多様化した環境に対応するため、支援従事者の資質の向上を図り、関係機関との連携を強化した権利擁護事業を推進します。
- ③ 障がい者の権利擁護に関する取組みを進めるため、知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないよう、市町村における成年後見制度の利用を促進します。
- ④ 施設利用者への虐待行為を防止するため、市町村を始めとする関係機関・団体の連携強化により防止体制の強化を図ります。
- ⑤ 障がい者の社会参加を制約することとなる各種の制限や各種施設の利用制限等の解消を促進します。
- ⑥ 人権に配慮した適正な精神医療の確保を図るため、精神医療審査会の充実を図るとともに、精神科病院の入院者に対する処遇が適切に行われるよう、精神科病院に対する実地指導を行います。
- ⑦ 学校教育における人権教育を推進することにより、児童生徒の人権尊重の意識を高めます。

日常生活自立支援（あんしんサポート）：

認知症高齢者、知的・精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理援助等を行うものです。



(3) 学校・地域での福祉体験・福祉教育の推進

【現状と課題】

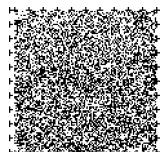
ア 体験活動を支援するボランティアの養成を計画的、継続的に実施するとともに、体験活動・ボランティア推進センターと福祉関係機関が連携し、情報等の提供を進める必要があります。

《施策の方向》

- ① 学校の総合的な学習の時間等を利用して、福祉教育を推進するとともに、学校における身近な地域のボランティア活動の充実や施設ボランティア活動への取組みを促進します。
- ② 体験活動・ボランティア推進センターと各関係機関等の連携を図りながら、学校や地域での体験活動等において行われる福祉体験活動や障がい者との交流活動等の情報提供やコーディネートを通して、障がい及び障がい者への正しい理解を促進します。

体験活動・ボランティア推進センター：

地域人材の積極的な活用をもって、学校を支援するため、児童生徒の学習活動や子育て・家庭教育を支援するボランティアの登録・派遣に関するコーディネート等を行う機関です。



2 安全で安心な環境づくり

(1) 防災対策の充実

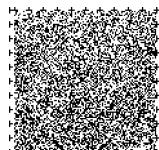
【現状と課題】

ア 災害等発生時における地域の障がい者に対する適切な対応が図られるよう、市町村の災害時要援護者避難支援プランの作成を促進するとともに、必要な情報を関係機関が共有し、迅速・的確な対応が図られるよう、関係機関団体との連携を更に強化する必要があります。

イ 自力避難の困難な障がい者が入居している施設の保全を引き続き優先的に行い、土砂災害警戒区域等の指定を促進するとともに、地域の防災意識を高める必要があります。

《施策の方向》

- ① 災害発生時等における地域の障がい者に対する適切な対応が図られるよう、市町村が作成する災害時要援護者避難支援プランの作成を促進するとともに、必要な情報を関係機関が共有し、迅速・的確な対応が図られるよう、関係機関・団体と連携を強化します。
- ② 災害時における安全確保を図るため、情報伝達体制の整備を促進します。また、災害時の災害情報を適時に入手するため、障がいに応じた災害情報提供手段の整備を促進します。
- ③ 社会福祉施設等の適切な防災体制の整備を促進するとともに、災害時に社会福祉施設等へ必要な情報を確実に連絡できる体制づくりに努めます。
- ④ 災害時における施設の弾力的運用を図り、被災を受けた障がい者に対する支援に努めます。
- ⑤ 社会福祉施設等のある地域においては、施設と近隣住民による自主防災体制を確立し、定期的に地域ぐるみでの防災訓練の実施に努め、災害時の避難対策を推進します。
- ⑥ 自力避難の困難な障がい者が入居している施設の保全を優先的に行うとともに、土砂災害警戒区域等の指定を促進します。
- ⑦ 災害時の避難所、避難路となる道路、都市公園、避難施設等において、障がい者を含めすべての人に配慮した施設のユニバーサルデザイン化を推進します。
- ⑧ 障がい者の居住の場の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化・スプリンクラー整備を図るとともに、民間木造住宅の耐震診断・耐震改修を促進します。



(2) 防犯対策及び消費者の安全確保の推進

【現状と課題】

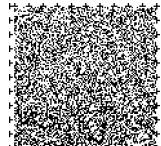
- ア 地域の障がい者がさまざまな犯罪の被害者とならないように、県民への障がいに関する理解を促進するとともに、セーフティネットの構築や警察や地域住民等のネットワーク等による犯罪防止の体制を整備する必要があります。
- イ 利便性の高い携帯電話の普及に伴い、インターネット上のトラブルが急増し、サイバー犯罪に関する相談が非常に多く寄せられているため、サイバー犯罪被害防止に向けた取組みが求められています。
- ウ 社会経済の発展により、県民の消費生活は豊かで快適なものとなった一方、消費者、特に高齢者や障がい者などを消費者被害から守る取組みの強化が求められています。

《施策の方向》

- ① 障がい者の犯罪被害防止対策を推進するため、関係機関と連携して、きめ細かな巡回連絡やミニ広報紙、交番・駐在所速報による地域安全情報の提供を推進します。
- ② 障がい者の緊急時における通報手段を確保するため、FAX 110番等の効果的かつ適切な利用を図るための広報等を行います。
- ③ 積極的な広報媒体の活用や、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、警察官の巡回連絡等による個別対応により防犯対策の周知を図ります。
- ④ サイバー犯罪被害者になる可能性の高い障がい者などへの指導や、被害に遭わないための冊子を作成し配布するなど、サイバー犯罪防止のための、幅広い広報啓発活動を推進します。
- ⑤ 消費者の安全確保の推進を図るため、「ふくしまくらしの情報」の発行やホームページによる情報発信等を通じ、県民が合理的な消費行動を行うために必要な情報の提供を行うとともに、民生委員や法律の専門家と連携しながら消費者被害の未然防止や被害の拡大防止に努めます。

サイバー犯罪：

コンピュータ技術や電気通信技術を悪用した犯罪です。



(3) 交通安全対策の推進

【現状と課題】

ア 少子高齢化という社会情勢の中で、高齢者、障がい者等の安全をこれまで以上に確保するため、今後も身近な生活道路を始めとする「人」優先の道路環境整備、交通安全対策を推進する必要があります。

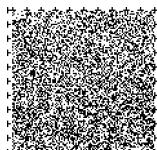
イ 交通安全意識の普及浸透に当たっては、行政、関係民間団体等が緊密な連携のもとに施策を推進するとともに、地域における交通ボランティア等が主体となった交通安全に関わる身近な取組み等により、住民参加・協働型の交通安全活動を推進する必要があります。

《施策の方向》

- ① 交通安全の確保は、道路利用者の生活、地域の経済、社会活動に密着した課題であることから、道路交通環境の整備に当たっては、地域住民の声を取り入れながら、地域の実情に応じた効果的・効率的な対策を推進します。
- ② 県民一人ひとりの交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を推進するため、テレビ、ラジオ、新聞等の広報媒体を活用して効果的な広報、普及啓発に努めるとともに、交通安全に向けた取組みを推進するための県民運動を関係機関・団体が相互に連携し、組織的・継続的に展開します。
- ③ 高齢者、障がい者等の交通事故を防止するため、「あんしん歩行エリア」を指定して、標識・信号機の改良や歩道の新設・改修等を推進します。

あんしん歩行エリア :

国の「社会資本整備重点計画」における重点施策の一つであり、人口が密集し、事故が多発している地区を国家公安委員会と国土交通大臣が指定し、交通安全施設の整備により、エリア内における歩行者・自転車に係る事故防止を図るものです。



3 福祉のまちづくりの推進

(1) 住まいや暮らしの環境整備

【現状と課題】

ア ユニバーサルデザインの考え方を県民の間に一層浸透させていくためには、意識づくりや啓発などにより、取組みのすそ野を広げていくとともに、これまでの取組みをさらに一步進め、ユニバーサルデザインにより実現される暮らしの快適さなどを実感できる形で展開していく必要があります。

イ すべての人に配慮した、まちづくりを総合的に進めるため、「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、建築物等のユニバーサルデザイン化を推進しています。

《施策の方向》

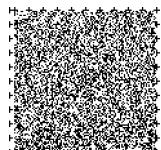
- ① 障がい者がいる家庭や一人暮らしの障がい者に対し、県営住宅における優先入居を引き続き行うとともに、市町村営住宅における優先入居を促進します。
- ② 民間の住宅新築については、住宅性能表示制度における高齢者対策基準を考慮してユニバーサルデザイン化を浸透させるとともに、ユニバーサルデザインを進める民間団体との連携を推進します。
- ③ 各種融資制度等の利用により、障がい者等に配慮した住宅の改修等を促進します。
- ④ 新たな病院や公営住宅などの県有建築物の整備や既存施設の改修に際しては、障がい者を始め誰もが利用しやすいように、ユニバーサルデザイン化を図るよう努めます。
- ⑤ ユニバーサルデザイン製品の開発と利用を促進するため、技術相談や研究開発事業等を通して、ユニバーサルデザイン技術の県内産業界への普及を図るとともに、ビッグパレットふくしまにユニバーサルデザイン製品を展示するなど、製品の積極的利用を促進します。
- ⑥ 公益的施設のバリアフリー化を推進するため、様々な機会を通じて施設改修等の金融資制度の周知に努めるとともに、人にやさしいまちづくり条例の整備基準に適合する施設に対する条例適合証（やさしさマーク）の交付を推進します。

公益的施設：

不特定かつ多数の者の利用に供する建築物又は道路、公園、駐車場その他の施設です。

おもいやり駐車場利用制度：

歩行が一定程度困難と認められる方に県が利用証を交付することで、店舗や公共施設などに設けられている車いす使用者用駐車場を本当に必要とする方が利用できるようにすることを目的とした取組み。この制度の協力施設において車いす使用者用駐車場を利用する際には、車内に利用証の掲示が求められます。



(2) 外出、移動しやすい環境整備

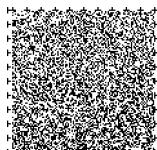
【現状と課題】

ア 障がいのある人が活動範囲を広げ、積極的な社会参加活動が実現できるよう、移動支援の充実を検討する必要があります。

イ 市町村に対し、移動の円滑化に関する情報の提供を行うとともに、引き続き「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号、バリアフリー新法）」に基づく基本構想の策定及び事業実施を促進する必要があります。

《施策の方向》

- ① すべての人が同じ空間を、同じ動線で、自由に移動できることを基本に、車いす利用者が通行しやすい歩道勾配の採用や公共交通機関との円滑な接続、積雪時における通行幅の確保等、連続性や動線、段差に配慮し、冬期間でも安全で安心して通行できるよう公共施設のユニバーサルデザイン指針に基づいた道路整備を進めます。
- ② 公共施設、福祉施設、駅などを連結する既存の歩道の段差解消や拡幅、無電柱化による障害物除去などユニバーサルデザインに配慮した歩道ネットワークの整備を進めます。
- ③ 道路、河川、公園、公共建築等の公共施設について、「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」に基づき、できるところから可能な限りユニバーサルデザインの実現に取り組みます。
- ④ 市町村に対し、移動の円滑化に関する情報の提供を行うとともに、バリアフリー新法に基づく基本構想の策定及び事業実施に際して助言します。
- ⑤ 誰もが利用しやすい公共交通機関の整備を進めるため、駅や停留所の整備、案内表示の改善、ノンステップバスの導入に対して支援に努めます。
- ⑥ 全ての人々が利用可能なエレベーターやエスカレーター等鉄道駅構内での移動の円滑化を促進する設備の整備に対して支援に努めます。
- ⑦ 障がい者、高齢者等が安心して県内の施設を利用できるようにするために、バリアフリー化された公益的施設の情報を「うつくしま、ふくしまップ」としてホームページに掲載します。
- ⑧ 障がい者や高齢者等に配慮した車いす使用者用駐車施設の適正利用を図るため、おもいやり駐車場利用制度の普及に努めます。



(3) ボランティアやNPO等との連携

【現状と課題】

ア 障がい者が、住み慣れた地域で豊かな生活を営むためには、公的な在宅福祉サービスの充実とともに、地域の住民相互の助け合いによる地域福祉活動を一層推進することが重要です。

イ 福祉ボランティア活動の体験機会を確保するため、県ボランティアセンターの福祉教育推進者セミナーにより、児童・生徒に対する機会づくりとなる福祉教育プログラムの充実を図るとともに、成人等に対する養成講座（シニアボランティア、ボランティアリーダー等）を開催しています。

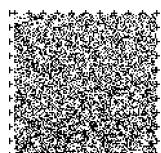
ウ 農作業や食品加工の指導・援助や食品製造業者によるアドバイスなど、地域で技術や経験のある方々のボランティアによる支援が広がってきています。

エ 学校における福祉ボランティア活動を充実させていくためには、ボランティア活動を体験できる施設の紹介等、学校支援庁内連絡会議で情報交換・提供を行っていく必要があります。

オ 学校、地域等様々な場において、障がいのある人とない人の交流により、障がい者に対する理解を促進する活動が行われておりますが、今後とも交流活動の促進を図っていく必要があります。

《施策の方向》

- ① それぞれの地域における保健・医療・福祉のサービス提供を基に、地域住民の誰もが地域の中で安心して暮らせる社会や新たなコミュニティづくりのために、地域住民を始めとして、市町村、社会福祉協議会、福祉サービス事業者、各種のボランティアやNPO等の連携による推進体制を支援します。
- ② 市町村の地域福祉計画を踏まえ、障がい者の地域生活を支援する新たなコミュニティづくり等を支援します。
- ③ 地域の実情に応じたボランティアの在り方について、県ボランティアセンターの市町村ボランティアセンター（市町村社会福祉協議会）に対する相談業務・情報提供等を支援します。また、ふくしま県民活動支援センターを始めとした県内のNPO支援組織と連携して、ボランティアやNPOの支援活動に取り組みます。
- ④ 児童・生徒や成人等が福祉ボランティア活動を体験できる機会づくりを支援とともに、ボランティア団体のNPO法人化のための支援やボランティアを受け入れる福祉施設等への研修を支援します。



第7 指標

1 県域で達成を目指す指標

福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」の指標の中から、障がい者施策と関連の深い下記の指標を本計画の指標とし、本県の目指す目標に向かって障がい者施策を推進します。

- 地域生活に移行した障がい者数（身体障がい者及び知的障がい者）

H20年度：171人（累計） → H23年度 438人以上（累計）

- 地域生活に移行した障がい者数（精神障がい者）

H20年度：56人（累計） → H23年度 431人以上（累計）

- 就業している障がい者数

H20年度：5,935人 → H26年度：6,800人以上

- 災害時要援護者避難支援個別計画の策定市町村数

H20年度：2市町村 → H26年度：全市町村

- 個別の教育支援計画の作成率

H20年度：57.6% → H26年度：100%

- すべての人が安心して通れるように配慮して整備された歩道の延長（「やさしい道づくり推進事業」、「交通安全施設等整備事業」など、ユニバーサルデザインの理念に基づき整備した歩道）

H20年度：467km → H26年度 580km以上

- やさしさマーク交付数

H20年度：380件（累計） → H26年度：500件以上（累計）

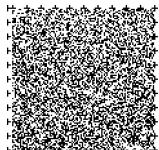
- おもいやり駐車場協力施設数

H20年度：－ → H26年度：1,200件以上（累計）

2 各障がい保健福祉圏域で達成を目指す指標

障がい者の地域生活への移行や障がい福祉サービスの充実に関する指標については、平成21年3月に策定した第3部「第2期福島県障がい福祉計画」の数値目標とします。

- 第2期福島県障がい福祉計画に記載の数値目標のとおり



参考資料

1 策定の経緯

平成21年 7月29日 福島県自立支援協議会人材育成部会
○「第2次障がい者計画」の実施状況等について

7月30日 福島県自立支援協議会子ども部会
○「第2次障がい者計画」の実施状況等について

8月 7日 福島県自立支援協議会就労支援部会
○「第2次障がい者計画」の実施状況等について

8月21日 福島県自立支援協議会
○「新たな障がい者計画の基本的な方向性について、意見照会

9月14日 福島県障がい者施策推進協議会
○「第2次障がい者計画」の成果と課題について
○ 新たな障がい者計画の基本的な方向性について

9月15日 福島県社会福祉審議会
○ 新たな障がい者計画の基本的な方向性について

10月13日～うつくしま県民意見公募（パブリックコメント）を実施。

11月13日「ふくしま障がい者プラン」（骨子）に関する提出意見118件

10月15日 各障がい保健福祉サービス事業所、関係団体、市町村等へ
意見照会

平成22年 1月12日 福島県自立支援協議会
○「ふくしま障がい者プラン（案）」委員及び各部会長へ意見照会

1月20日 福島県障がい者施策推進協議会
○「ふくしま障がい者プラン（案）」について審議

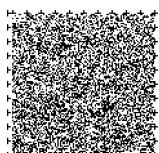
1月27日 福島県精神保健福祉審議会
○「ふくしま障がい者プラン（案）」について審議

2月22日 福島県障がい者施策推進協議会
○「ふくしま障がい者プラン（最終案）」について審議、了承

3月 1日 福島県障がい者施策推進会議幹事会
○「ふくしま障がい者プラン（最終案）」について説明

3月24日 福島県政策調整会議（兼 福島県障がい者施策推進会議）
○「ふくしま障がい者プラン（最終案）」について審議・決定

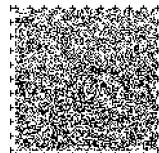
平成22年6月定例県議会に「ふくしま障がい者プラン」の策定を報告（予定）



2 福島県障がい者施策推進協議会委員名簿

(敬称略)

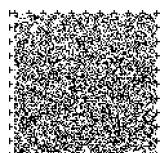
	氏 名	役 職 等	備 考
関係行政 機関の職 員	宮崎 憲治	福島県市長会 事務局長	
	馬場 恒郎	福島県町村会 常務理事兼事務局長	
学識経験 を有する 者	吉田 典男	社団法人福島県雇用開発協会 相談支援部長	
	沼崎 邦浩	社団法人福島県医師会 常任理事	
	佐々木武人	国立大学法人福島大学 名誉教授	会長
	鎌田真理子	いわき明星大学人文学部現代社会学科 准教授	
障がい者 及び障が い者の福 祉に関する 事業に 従事する 者	白石 清春	福島県自立生活センター協議会 代表	
	庄 司 操	福島県手をつなぐ親の会連合会 評議員	
	西川 しのぶ	福島県精神保健福祉会連合会 理事	
	岩下 哲雄	社会福祉法人福島県社会福祉協議会 常勤副会長	副会長
	高村 トミ子	福島県授産事業振興会 会長	
	佐藤 邦子	社団法人福島県聴覚障害者協会 財政部長	
	古川 彰彦	福島県知的障害施設協会 会長	
	佐藤 邦男	財団法人福島県身体障害者福祉協会 福島市支部長	
	井 上 トヨ	公募委員	



3 福島県自立支援協議会委員及び部会長名簿

(敬称略)

	氏 名	役 職 等	備考
学識経験 を有する 者	三 浦 剛	東北福祉大学子ども科学部 教授	
	西 尾 雅 明	東北福祉大学総合福祉学部 教授	
	天 野 宗 和	東日本国際大学福祉環境学部 教授	
相談支援 事業者等	本 田 隆 光	社会福祉法人いわき福音協会 障害者総合生活支援センターふくいん 所長	就労支援 部会長
	渡 邊 中	社会福祉法人牧人会 あだたら育成園 次長 相談支援アドバイザー	地域生活支援 部会長
	佐 藤 礼 子	医療法人昨雲会 生活訓練施設ひめさゆり荘 施設長	
	齋 藤 研 一	社会福祉法人会津療育会 会津若松市障がい者 総合相談窓口 生活支援ワーカー	
	大 藤 恵 美 子	社会福祉法人福島県社会福祉事業団 福島県矢吹しらうめ通勤寮 副主任援助員	
—	清 水 亮 二	社会福祉法人牧人会 はなわ育成園 園長	子ども 部会長
—	宮 下 三 起 子	N P O 法人あいえるの会 自立生活センター オフィス I L 相談員	人材育成 部会長



第2部 第3次福島県障がい者計画
参考資料 4 福島県精神保健福祉審議会委員名簿

4 福島県精神保健福祉審議会委員名簿

(敬称略)

氏名	所属	備考
相澤 與一	福島県精神保健福祉会連合会	
石塚 澄江	福島県精神障がい者自立支援事業所連絡会	
岩崎 稲	福島県精神科病院協会	会長
岩下 哲雄	社会福祉法人福島県社会福祉協議会	
岩渕 敬	福島県弁護士会	
笠原 尚子	福島県心理士会	
園部 夏実	福島県精神神経科診療所協会	
高野 憲一	公募委員	
高橋 志雄	医療法人安積保養園あさかホスピタル	
棚瀬 敏夫	福島県精神障害者団体連合会	
中山 洋子	公立大学法人福島県立医科大学看護学部	
西川 しのぶ	福島県精神保健福祉会連合会	
丹羽 真一	公立大学法人福島県立医科大学医学部	
橋本 輝雄	福島県精神保健福祉士会	
畠 哲信	福島県精神保健福祉センター	

